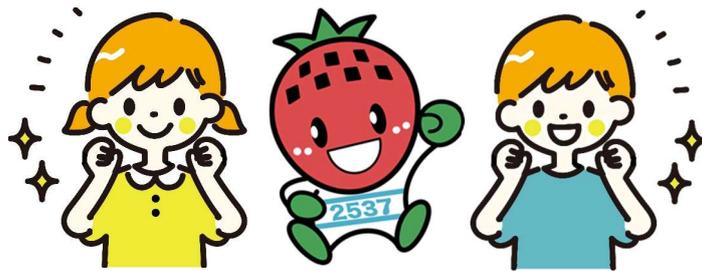


第三期 吉見町 子ども・子育て支援事業計画

～こどもの笑顔をみんなで支えるまちづくり～



令和7年3月

吉見町

はじめに

昨今のこどもを取り巻く情勢については、出生数、合計特殊出生率が統計開始以来、過去最低になるなど大変厳しい状況が続いています。少子化が急速に進む中で、国においては、こども基本法の制定や、こども未来戦略の決定など、こどもまんなか社会の実現に向けて、様々な政策が推進されています。

町といたしましても、平成27年3月に「吉見町子ども・子育て支援事業計画」を策定して以来、「こどもの笑顔をみんなで支えるまちづくり」を基本理念に掲げ、子育て支援施策の取組を進めてまいりました。



「第三期吉見町子ども・子育て支援事業計画」では、これまでの基本理念を継承しつつ、町の状況に応じた取組を推進してまいります。町ならではの規模や地域性を活かし、すべてのこどもと子育て中の家庭に丁寧に寄り添い、吉見町で生まれ、育つことに希望と楽しみが持てるように、さらなる子育て支援施策の充実に努めてまいります。

行政、関係機関、地域が一体となり、次代を担う大切なこどもたちが、誰一人取り残されることがない地域社会の構築を目指してまいりますので、町民の皆様のご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご審議をいただきました「吉見町子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、ニーズ調査にご協力をいただきました多くの皆様方、関係者各位に心より御礼申し上げます。

令和7年3月

吉見町長 宮崎 善雄

目次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景・趣旨.....	3
2 計画の位置づけ.....	4
3 計画の期間.....	5
4 計画の策定体制.....	5

第2章 こども・子育てをめぐる本町の現状

1 人口の動向.....	9
2 出生の動向.....	11
3 子育て家庭の状況.....	13
4 第二期吉見町子ども・子育て支援事業計画の進捗状況.....	16
5 地域子ども・子育て支援事業の利用の状況.....	18
6 町民アンケート調査の実施.....	25

第3章 基本的な考え方

1 計画の基本理念.....	47
2 計画の基本的な視点.....	48
3 計画の基本目標.....	49
4 教育・保育提供区域の設定.....	51
5 計画の体系.....	52

第4章 施策の展開

基本目標1 子ども・子育て支援の基盤整備

1 教育・保育施設の充実.....	55
2 地域子ども・子育て支援事業の推進.....	59

基本目標2 地域や家庭における子育ての支援

1 子育て支援のネットワークづくり.....	71
2 こどもの健全育成.....	72
3 仕事と子育ての両立の推進.....	73

基本目標3 要支援児童への対応などきめ細かな取組の推進

1 児童虐待防止対策の充実.....	75
2 様々な立場にある家庭の支援の推進.....	77
3 こどもの貧困対策.....	78
4 障がいのある子どもと家庭への支援.....	79

基本目標4 母親並びに乳幼児等の健康確保及び増進	
1 こどもや母親の健康の確保.....	80
2 食育の推進.....	82
3 小児医療の充実.....	83
基本目標5 こどもの心身の健やかな成長に資する環境の整備	
1 次代の親の育成.....	84
2 こどもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備.....	86
3 家庭や地域の教育力の向上.....	88
4 こどもを取り巻く有害環境対策の推進.....	89
基本目標6 こども等の安全の確保	
1 良質な住環境の確保.....	90
2 こどもの交通安全を確保するための活動の推進.....	91
3 こどもが安全に安心して育つための活動の推進.....	92
4 犯罪等の被害にあったこどもへの支援.....	93
第5章 計画の推進	
1 計画の周知.....	97
2 関係機関との連携・協働.....	97
3 計画の実施状況の点検・評価.....	97
資料	
1 計画の策定経過.....	101
2 第三期吉見町子ども・子育て支援事業計画の策定について（諮問）.....	102
3 第三期吉見町子ども・子育て支援事業計画（案）について（答申）.....	103
4 吉見町子ども・子育て会議委員名簿.....	104

◆表記について

本計画における「こども」の表記は、こども基本法（令和4年法律第77号）において、「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義しており、同法の基本理念として、すべてのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう、ひらがなの「こども」表記をしています。

なお、法令に定めがある場合や、固有名詞であるものは、「子ども」、「児童」などの表記を使用しています。

第1章 計画の策定にあたって

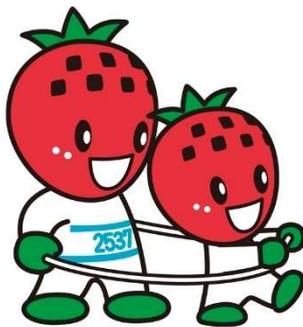
1 計画策定の背景・趣旨

吉見町では平成17年3月に「吉見町次世代育成支援行動計画」を、平成22年3月には「吉見町次世代育成支援行動計画後期計画」を策定し、次代を担う子どもたちの育成を支援するために様々な事業を展開してきました。

国では、平成27年4月から「子ども・子育て支援制度」が始まり、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量と質を拡充してきました。また、令和5年4月に「こども家庭庁」を設置するとともに、こども施策を社会全体で総合的に推進していくため「こども基本法」を施行しました。同年12月には、こども政策の基本的な方針等を定めた「こども大綱」及び次元の異なる少子化対策を具体化した「こども未来戦略」が閣議決定されています。

個人の価値観やライフスタイルの多様化、情報技術の発展により、社会環境は大きく変化し、様々な課題やニーズが表面化しています。核家族化の進展や地域におけるコミュニティの希薄化により子育ての悩みや不安を抱える保護者の増加、児童虐待や不登校など問題の顕在化、女性の社会進出に伴う保育所や学童保育所のニーズの増大など、こどもと子育て世帯を取り巻く環境は大きく変化し、あらゆる視点から支援する施策が求められます。

本町においては、令和2年度に策定した「第二期吉見町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て支援策を推進してきましたが、令和6年度に計画満了期間を迎えます。「第六次吉見町総合振興計画」の将来像である「未来へつなぐ みんなで 安心して暮らせるまち よしみ -20年先への種まき-」の実現に向け、吉見町で「育ちたい、育てたい」と思える町であり続けるために、社会情勢の変化や国の動向、本町のこどもを取り巻く状況等を踏まえ、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「第三期吉見町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

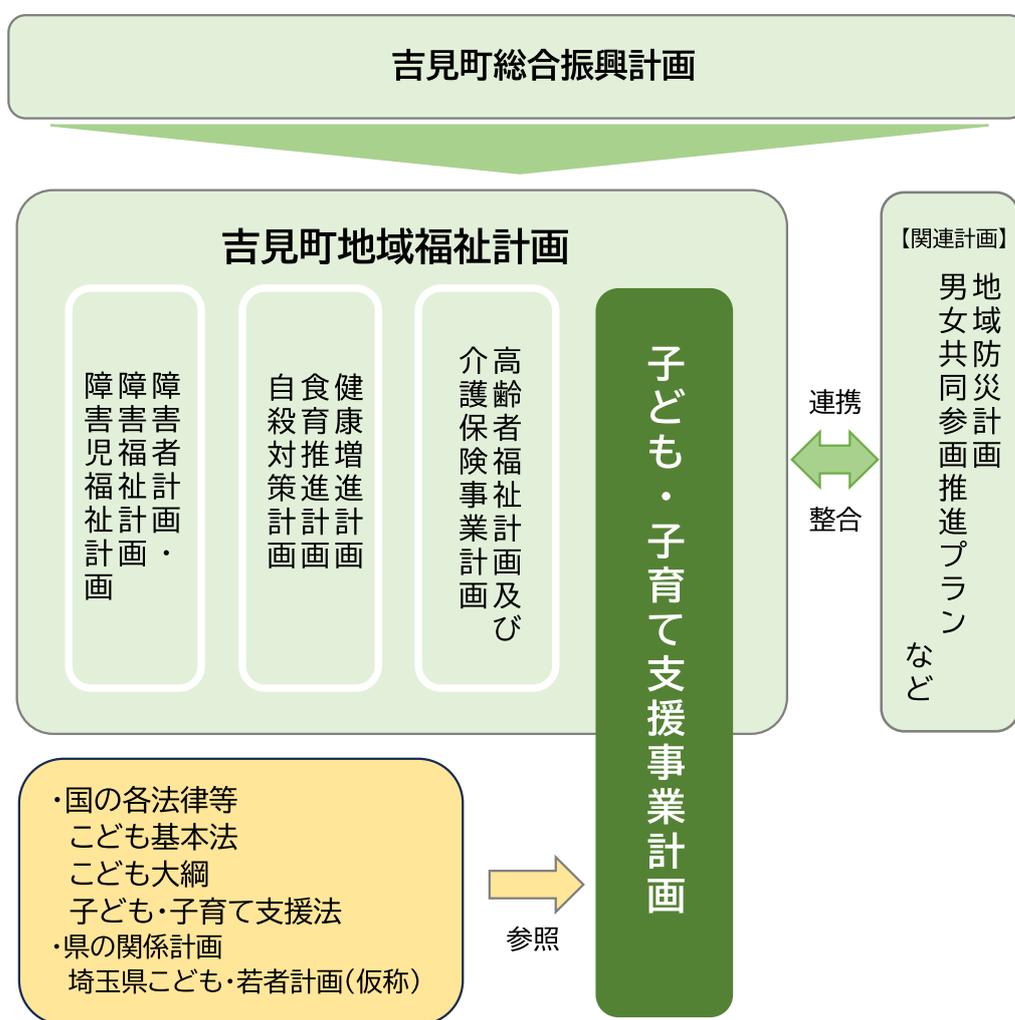


2 計画の位置づけ

この計画は、「子ども・子育て支援法」第1条の目的、第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条の規定に基づき策定する計画であり、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づき市町村が策定することができる「次世代育成支援行動計画」の内容を包含した計画です。

「第三期吉見町子ども・子育て支援事業計画」は町の最上位計画である「吉見町総合振興計画」の個別計画として位置づけ、さらに、他の教育・健康・福祉分野の各種計画と整合性を図り計画的に実施するためのものです。

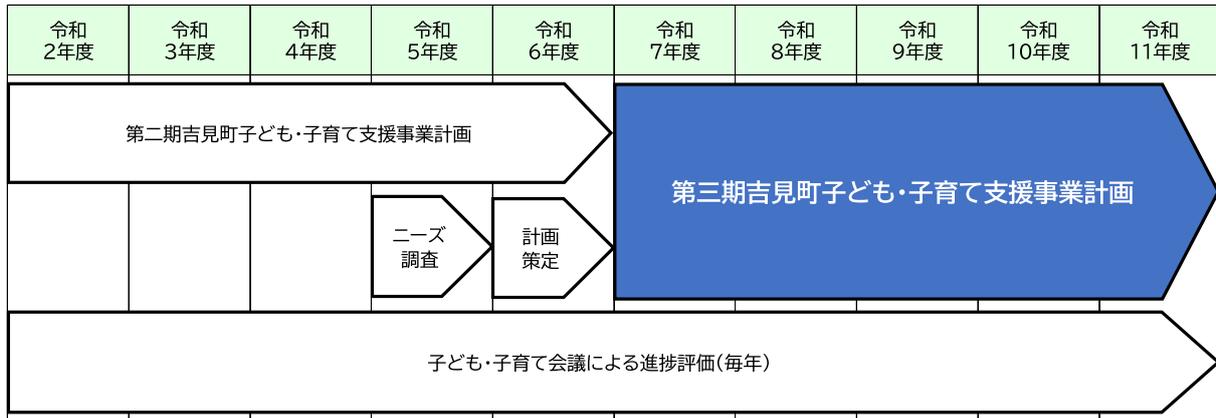
◆計画の位置づけ



3 計画の期間

計画の期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とします。

なお、計画期間中に法制度の変更や社会状況の変化等が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。



4 計画の策定体制

計画策定にあたっては、子育て家庭の現状や意向を把握するとともに、庁内及び関係機関、関係者との協議などを行い、幅広い意見を計画に反映できるよう連携を図りました。

○子ども・子育て会議による協議

計画策定の審議機関として、関係機関・団体の代表などで構成する「吉見町子ども・子育て会議」を設置し、課題の検討や計画策定に向け意見を伺いました。

なお、庁内関係各課との協議を踏まえ本計画を策定しています。

○アンケート調査の実施

小学生までのこどもがいる家庭を対象に、各サービスの利用意向などを把握するため、令和 5 年度にアンケート調査を実施し、分析を行いました。

○パブリックコメントの実施

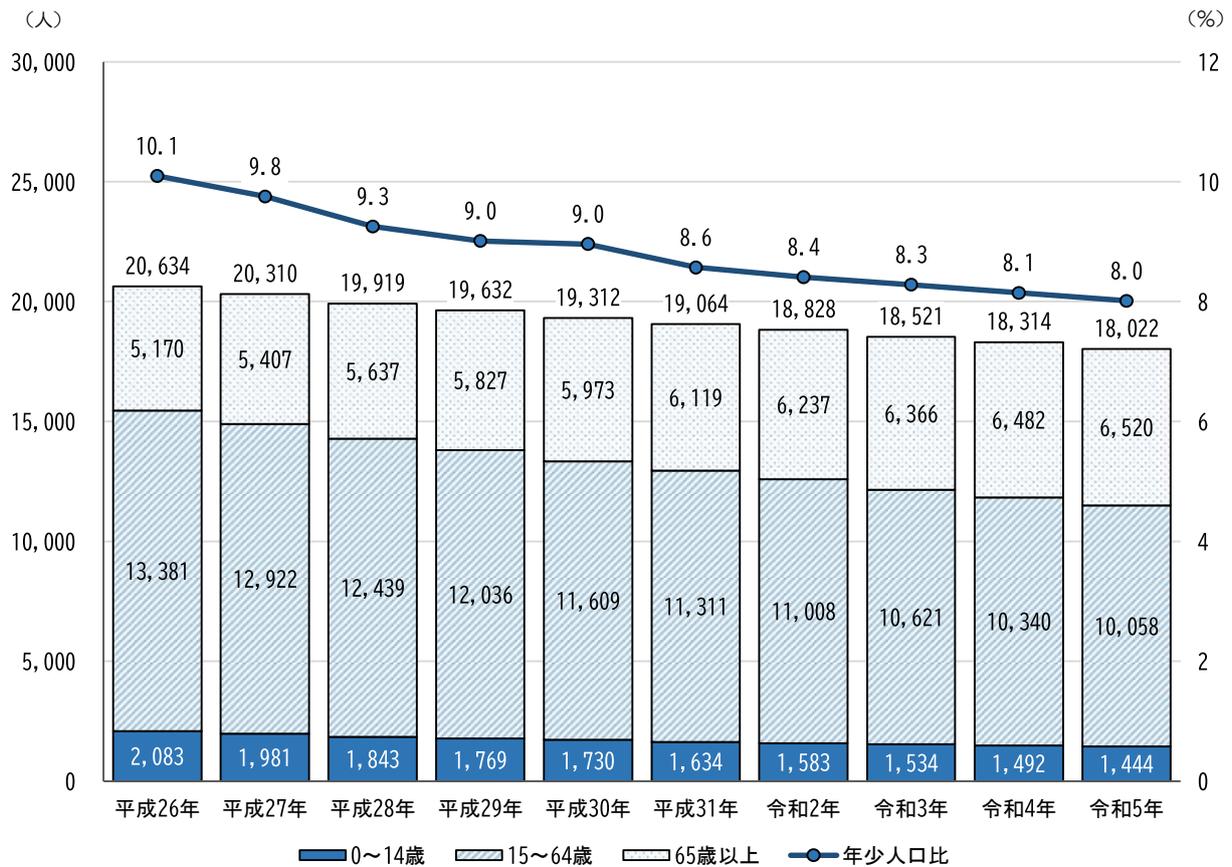
計画策定にあたって町民の意見を反映させるため、第三期吉見町子ども・子育て支援事業計画（素案）に関する意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

第2章 こども・子育てをめぐる本町の現状

1 人口の動向

(1) 総人口の推移

本町の総人口は減少を続けています。平成28年には2万人台を割り込み、平成26年と令和5年を比べると1割強減少しています。中でも0歳から14歳の年少人口は2,083人から1,444人と3割強減少しました。令和5年の町総人口に対する年少人口の割合は約8%にまで低下しています。



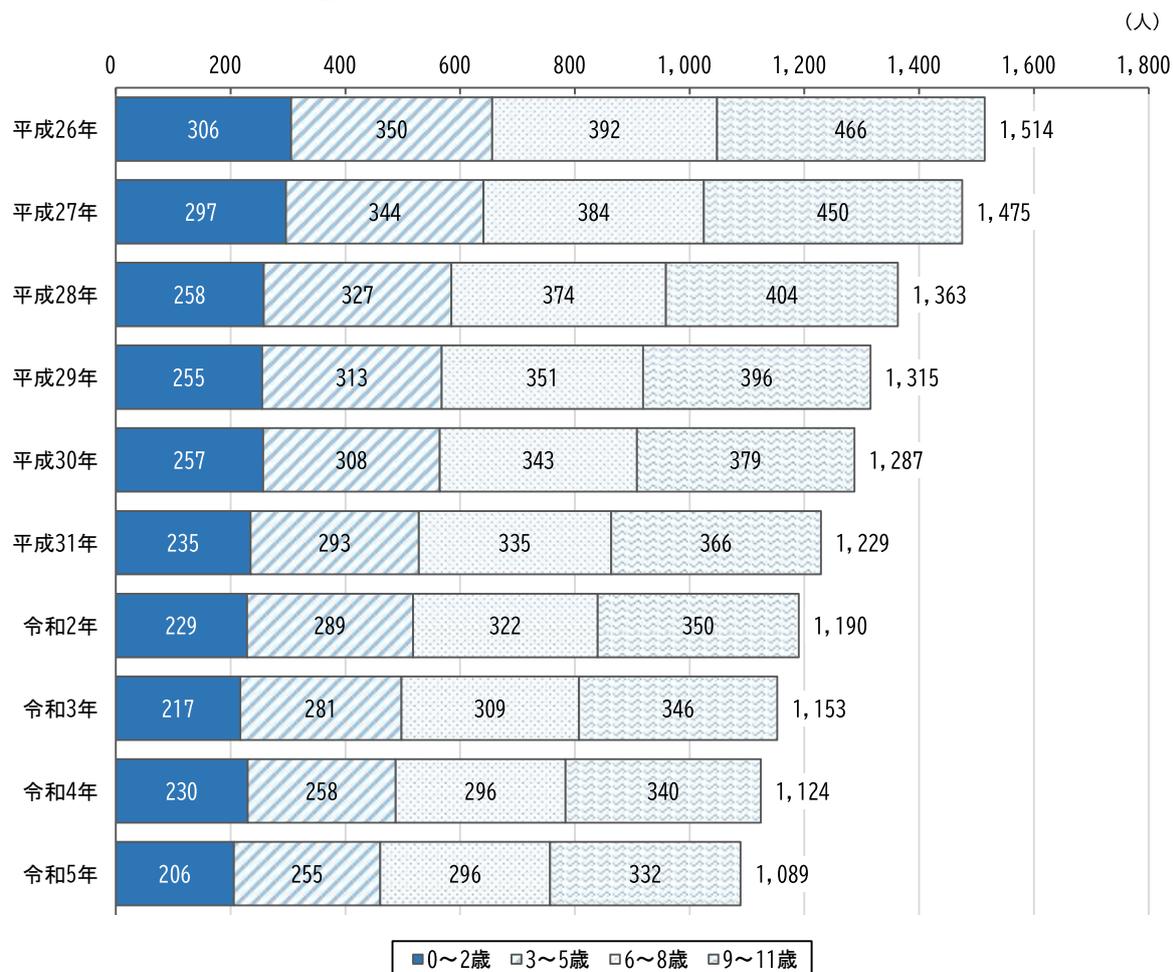
資料：吉見町住民基本台帳（各年4月1日現在）

第2章 こども・子育てをめぐる本町の現状

(2)こどもの人口の推移

本町の0歳から11歳（小学6年生）までのこどもの人口の推移全体をみると、平成26年の1,514人と比べ、令和5年は1,089人と3割弱減少しています。一方で0～2歳児の平成31年（令和元年）以降は、令和4年は増加に転じ、令和4年から5年にかけては3～5歳及び6～8歳は微減や同数ということもあるように、ゆるやかな減少傾向へ変化しています。

◆年齢別こどもの人口の推移



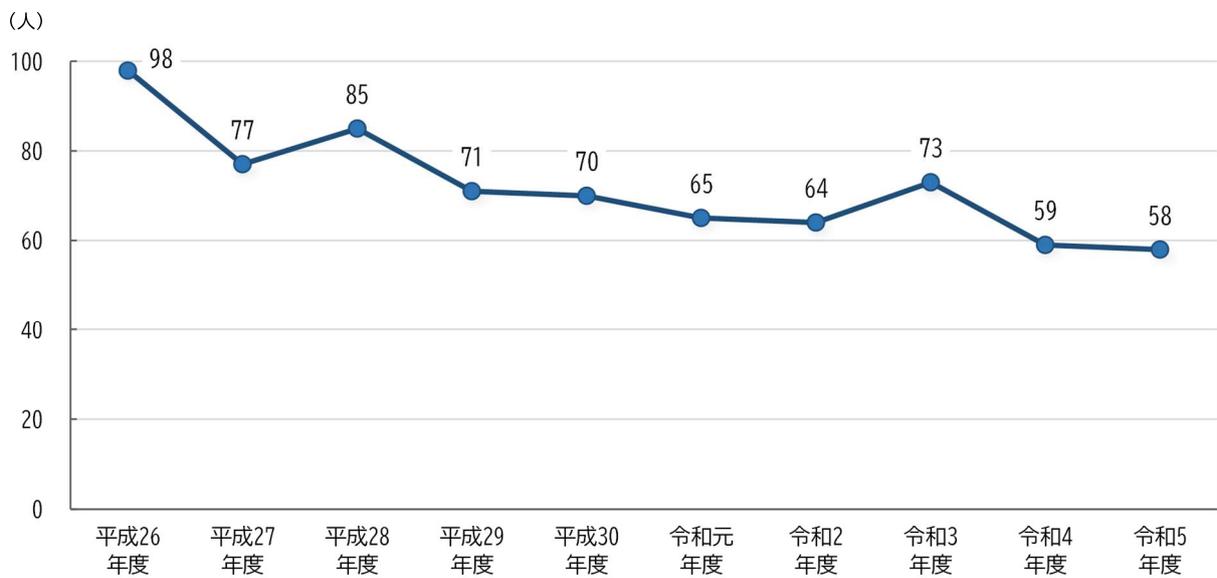
資料：吉見町住民基本台帳（各年4月1日現在）

2 出生の動向

(1) 出生数の動向

本町の出生数は、平成26年度以降100人を切っており減少傾向です。平成26年度と令和5年度を比べると、4割減少し58人の出生数でした。一方で、平成28年度、令和3年度は前年度よりも出生数が増加しており、減少は鈍化しています。

◆ 出生数の推移



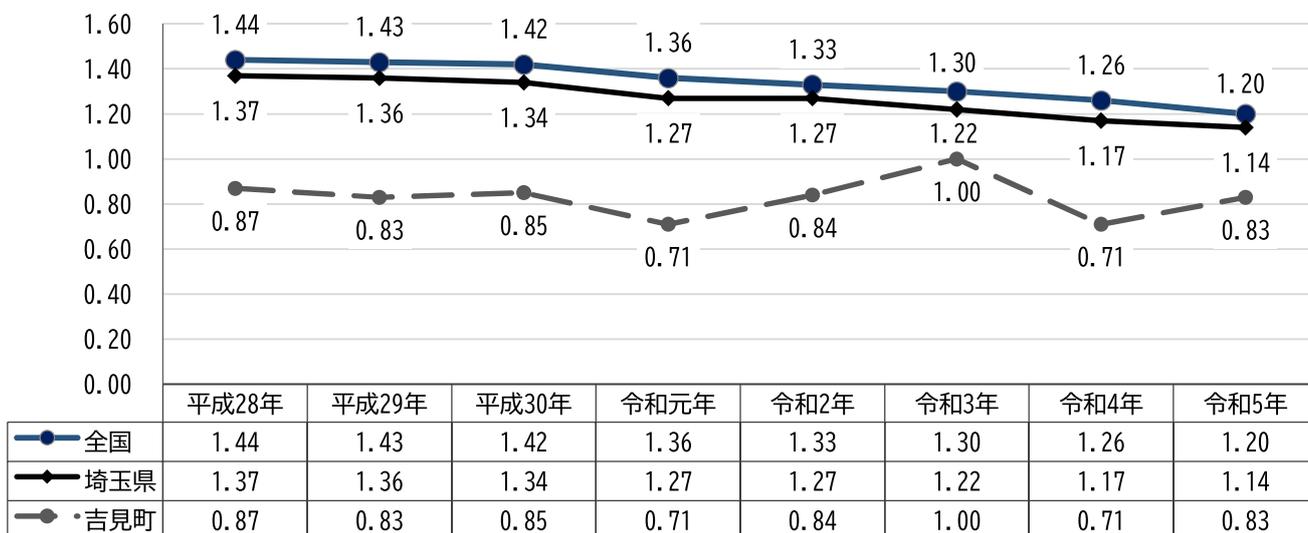
資料：町民健康課（人口動態事件簿、住民異動月報）

第2章 こども・子育てをめぐる本町の現状

(2)合計特殊出生率の動向

本町の合計特殊出生率^{※1}は、国の人口置換水準^{※2}より低く、全国及び埼玉県と比べても、低い状況が続いています。

◆合計特殊出生率の推移



資料：埼玉県保健統計年報

※1 合計特殊出生率：その年における15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したものです。

※2 人口置換水準：長期的に人口が増えも減りもせず一定となる出生の水準です。総人口を維持するためには、合計特殊出生率を2.06～2.07で維持することが必要といわれています。

3 子育て家庭の状況

(1) 世帯の動向

18歳未満のこどもがいる世帯数は、減少の傾向が続いています。令和2年は1,168世帯であり、平成12年と比較すると半数以下となっています。このうち、核家族世帯数の総世帯数に占める割合は増加傾向です。また、ひとり親世帯の割合は大きく増加しており、令和2年度には7%を超えています。

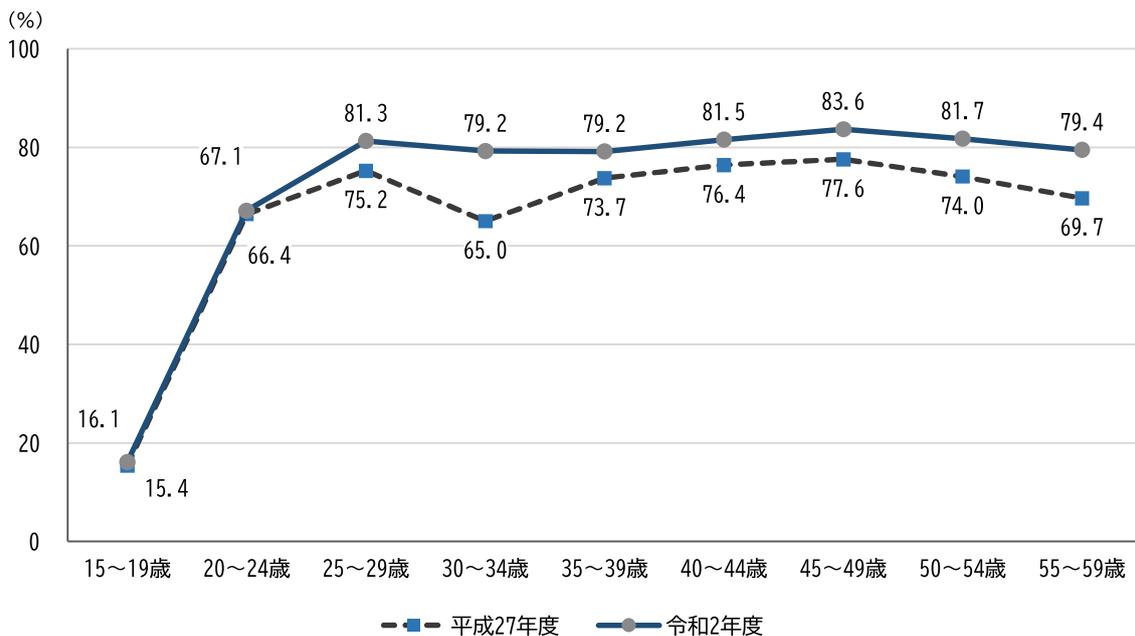
◆18歳未満のこどもがいる世帯数の推移

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総世帯数	2,622	2,323	1,862	1,455	1,168
核家族世帯数 (総世帯数に占める割合)	1,635 62.4%	1,505 64.8%	1,275 68.5%	1,048 72.0%	858 73.5%
母子世帯と父子世帯 (ひとり親家庭)の合計 (総世帯数に占める割合)	52 2.0%	55 2.4%	71 3.8%	77 5.3%	86 7.4%

資料：国勢調査

(2) 女性の就労状況

女性の就業率については、これまで30歳代の就業率が低くなる、いわゆる「M字カーブ」を描くといわれてきました。本町において、平成27年度は30歳代の落ち込みが見られましたが、令和2年度ではすべての年代で就業率が高まり、30歳代の落ち込みはゆるやかになっています。

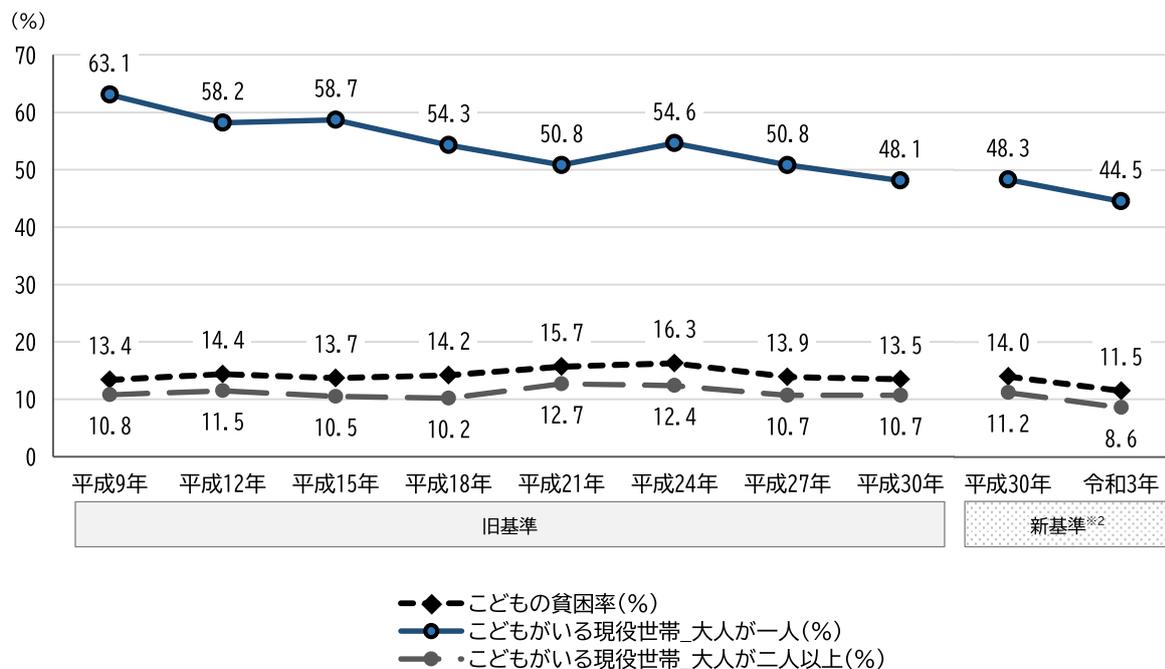


資料：国勢調査

(3)全国のこどもの貧困についての状況

直近 10 年間における全国のこどもの貧困率^{※1}（相対的貧困率）は 11～16%で推移しており、平成 30 年から令和 3 年においては減少傾向がみられます。一方で、ひとり親世帯の貧困率は徐々に減少しているものの、依然として4割以上の世帯のこどもが貧困状態にあることが示されています。

本町においては、関係機関が連携し状況の把握に努めています。



資料：国民生活基礎調査（厚生労働省）

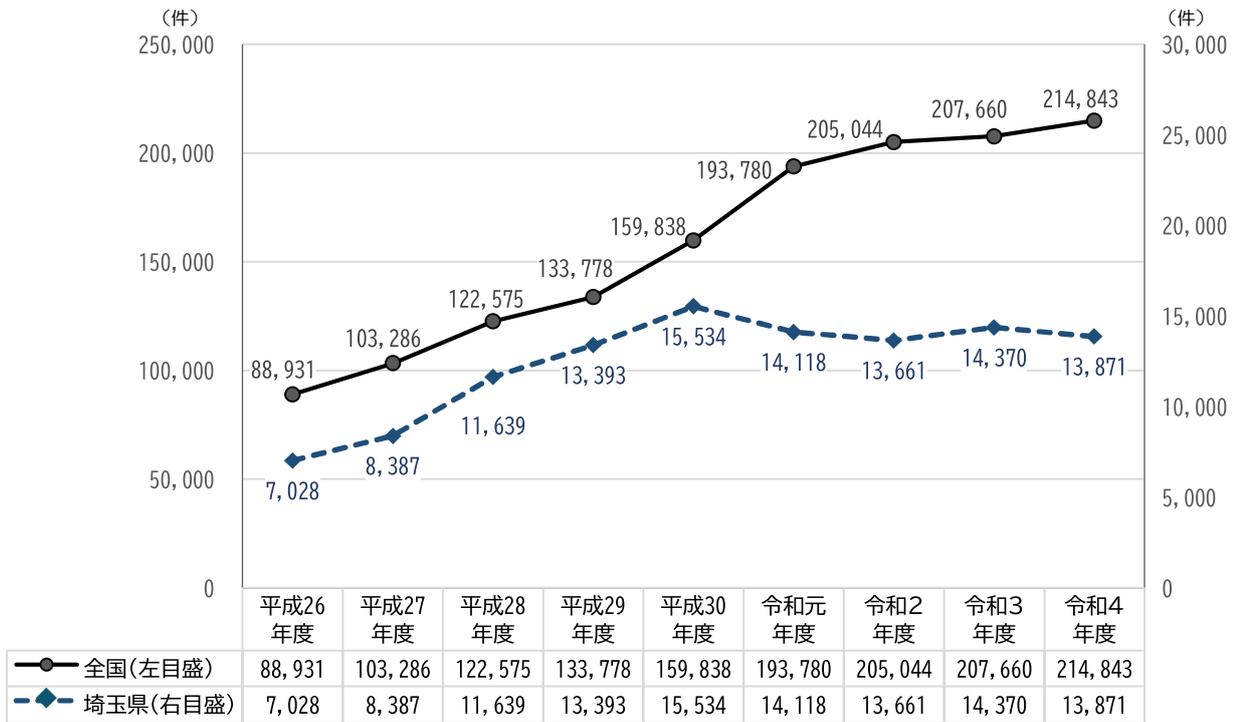
※1 貧困率は、経済協力開発機構（OECD）の作成基準に基づいて算出されたものです。相対的貧困率とは、等価可処分所得の貧困線に満たない人の割合です。等価可処分所得とは、世帯の可処分所得（収入から直接税・社会保険料を除いたもの）を世帯人員の平方根で割った金額であり、貧困線とは、等価可処分所得の低い人から順に並べて、真ん中の順位（中央値）の金額の半分の金額です。2021年調査時点では127万円です。

※2 「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものです。

(4)こどもの虐待についての状況

児童相談所が児童虐待相談として対応した全国の件数は、令和4年度には過去最多件数となっており、埼玉県の報告件数としても増加傾向です。埼玉県については平成30年度以降減少していましたが、令和2年度から令和3年は再び増加しています。

本町においても、児童虐待相談対応件数は増加傾向となっています。令和6年4月に開設したこども家庭センターを中心として、支援に努めています。



資料：令和4年度 児童虐待相談対応件数（厚生労働省）



4 第二期吉見町子ども・子育て支援事業計画の進捗状況

(1) 定期的な教育・保育の事業

定期的な教育・保育の事業には次の事業があり、それぞれを利用するために1号認定、2号認定、3号認定のいずれかの認定が必要です。

これらの事業については、町内の施設を利用するほか、町外の施設を利用する場合があります。町内には、町立保育所が1か所、私立幼稚園が1か所あります。

年齢区分	認定区分		利用できる施設等	実施事業
3～5歳	1号認定	幼稚園などでの教育を希望する場合	幼稚園 認定こども園	私立幼稚園 1
	2号認定	保護者の就労などの保育の必要な事由に該当し、保育所などでの保育を希望する場合 (保育の必要性の認定)	保育所 認定こども園	町立保育所 1
1・2歳	3号認定	保護者の就労などの保育の必要な事由に該当し、保育所などでの保育を希望する場合 (保育の必要性の認定)	保育所 認定こども園 地域型保育	町立保育所
0歳				1

(2) 定期的な教育・保育事業の利用状況

量の見込み：保育所・幼稚園・認定こども園等の二ーズ量

確保方策：提供可能な量（供給量）

① 1号認定及び2号認定(3～5歳)

(人)

	年齢	量の見込み	確保の方策	利用実績	(方策)-(実績)
令和2年度	3～5歳	145	398	158	240
令和3年度	3～5歳	134	398	130	268
令和4年度	3～5歳	121	398	118	280
令和5年度	3～5歳	110	398	107	291
令和6年度	3～5歳	103	398	—	—

②2号認定(3～5歳)

(人)

年度	年齢	量の見込み	確保の方策	利用実績	(方策)-(実績)
令和2年度	3～5歳	145	176	147	29
令和3年度	3～5歳	138	176	152	24
令和4年度	3～5歳	129	176	156	20
令和5年度	3～5歳	123	176	152	24
令和6年度	3～5歳	123	176	—	—

③3号認定(0～2歳)

(人)

年度	年齢	量の見込み	確保の方策	利用実績	(方策)-(実績)
令和2年度	0歳	15	15	11	4
	1・2歳	78	89	77	12
	3号全体	93	104	88	16
令和3年度	0歳	15	15	6	9
	1・2歳	79	89	75	14
	3号全体	94	104	81	23
令和4年度	0歳	15	15	19	-4
	1・2歳	82	89	54	35
	3号全体	97	104	73	31
令和5年度	0歳	15	15	6	9
	1・2歳	80	89	83	6
	3号全体	95	104	89	15
令和6年度	0歳	15	15	—	—
	1・2歳	79	89	—	—
	3号全体	94	104	—	—

0歳児の利用で令和4年度に確保方策を上回る利用がありましたが、町外の施設を利用して対応しました。3号全体では、いずれの年も確保方策内の利用で対応できています。

5 地域子ども・子育て支援事業の利用の状況

教育・保育施設を利用することの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及びこどもを対象とし、地域の実情に応じた事業を実施しています。

(子ども・子育て支援法第59条の規定による)

(1)利用者支援事業

こどもとその保護者の身近な場所で情報提供や相談・助言を行う事業です。

1)利用者支援事業(基本型)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(か所)	1	1	1	1	1
確保方策(か所)	1	1	1	1	1
実績(か所)	1	1	1	1	1

2)利用者支援事業(母子保健型)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(か所)	1	1	1	1	1
確保方策(か所)	1	1	1	1	1
実績(か所)	1	1	1	1	1

実施状況

本町では、子育て支援センター及び保健センターで実施しています。

保育所に併設する子育て支援センターでは、妊娠期から子育て中の家庭の方が気軽に集まり、育児相談や情報交換ができるほか体験事業も行っています。子育て家庭の町の拠点として関係機関と連携しています。

保健センターでは、妊娠期から子育て期にわたるまで、すべての子育て家庭が安心して妊娠や出産・子育てをすることができるよう、母子健康手帳の交付を受ける際に、すべての対象者へ30分程度の面談を実施しています。継続して身近に相談ができ、必要な支援につないでいます。

また、令和6年4月に開設した「こども家庭センター」は、妊娠期から子育て期までの様々な悩み、質問、相談にお応えする総合窓口となっています。

(2)地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

(人回：延べ利用回数)

地域子育て支援拠点事業	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人回)	7,200	7,100	7,000	6,900	6,800
確保方策(か所)	1	1	1	1	1
実績(人回)	2,706	3,674	5,048	3,809	—
実績(か所)	1	1	1	1	1

実施状況

本町では、保育所に併設する子育て支援センターにおいて事業を実施するほか、利用者の利便性を考慮し「出前！子育て支援事業」として、地域に出向いて事業を実施しています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、閉所及び利用者を制限して開所した期間がありました。

(3)妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

妊婦健康診査	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	108	102	97	92	92
確保方策(人)	108	102	97	92	92
実績(人)	116	107	97	102	—

実施状況

本町では、妊婦健康診査について助成を行っており、確保方策より上回っている状況ですが、対象者全員に対応できる体制を整えています。

第2章 こども・子育てをめぐる本町の現状

(4)乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

乳児家庭全戸訪問事業	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	73	69	67	65	64
確保方策(人)	73	69	67	65	64
実績(人)	68	77	59	57	—

実施状況

保護者の希望に応じて乳児のいるすべての家庭の訪問を実施しています。確保方策を上回る実績もありますが、対象となるすべての家庭に対応できる体制を整えています。

(5)養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

(人回：延べ利用回数)

養育支援訪問事業	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人回)	71	65	58	58	57
確保方策(人回)	71	65	58	58	57
実績(人回)	4	21	27	28	—

実施状況

養育支援訪問事業については、必要に応じてすべての対象者や世帯にサービスを提供しています。

児童虐待の防止等に向けた子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業では、吉見町要保護児童対策地域協議会を設置しています。また、協議会では代表者会議及び実務者会議を行っています。

(6)子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となったこどもについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

子育て短期支援事業には、ショートステイ事業（短期入所生活援助）とトワイライトステイ事業（夜間養護等）があります。

(人日：延べ利用日数)

子育て短期支援事業	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人日)	0	0	0	0	0
確保方策(人日)	0	0	0	0	0
実績(人日)	0	0	0	0	—


実施状況

町内での利用実績はありません。

(7)ファミリーサポートセンター事業

乳幼児や小学生のこどもを有する保護者でこどもの預かり等の援助を受けることを希望する利用会員と援助を行うことを希望するサポート会員との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

(人日：延べ利用日数)

ファミリーサポートセンター事業	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人日)	260	260	260	260	260
確保方策(人日)	365	365	365	365	365
実績(人日)	101	11	11	31	—


実施状況

量の見込みを上回る確保方策がとれています。利用においては、年度により増減がありますが、突発的な利用の増加等にもおおむね対応できている状況です。サポート会員へは毎年の研修を実施しています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、利用状況に影響が出ている期間がありました。

第2章 こども・子育てをめぐる本町の現状

(8)一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、保育所等で一時的に預かる事業です。

(人日：延べ利用日数)

一時預かり事業		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (人日)	幼稚園在園児	156	148	136	127	122
	幼稚園在園児 以外	361	353	346	334	330
確保方策(人日)		960	960	960	960	960
実績(人日)		177	102	198	282	—

実施状況

本町では、保護者の就労・職業訓練・就学などの理由による非定型的保育と、保護者の傷病・災害・事故・出産・介護・冠婚葬祭などの社会的にやむを得ない理由による緊急保育を保育所、育児疲れなどの軽減を目的としたリフレッシュ保育をこども家庭センターで実施しています。また、幼稚園在園児については幼稚園や認定こども園において、通常の教育時間の前後や長期休業中に実施しています。

実績は、保育所のみの数値です。

(9)延長保育事業

保護者の就労時間の延長などにより通常の保育時間を超える保育が必要な場合に、保育所での保育時間を延長して保育を行う事業です。

延長保育事業	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	37	36	36	35	35
確保方策(人)	50	50	50	50	50
実績(人)	29	25	32	21	—

実施状況

本町では、保育所で実施しています。保護者の多様な就労状況に対応するため、保育所への人員配置を行うことで必要量を確保する体制を整えています。

(10)病児保育事業

病児について、病院、保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。

(人日：延べ利用日数)

病児保育事業	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人日)	30	30	30	30	30
確保方策(人日) ファミリーサポートセンター事業 緊急サポートセンター事業	70	70	70	70	70
実績(人日)	0	2	6	7	—

実施状況

本町では病児保育事業所はありませんが、こどもの症状が軽微な場合にはファミリーサポートセンター事業・緊急サポートセンター事業により対応しています。

(11)放課後児童健全育成事業

共働き家庭等の「小1の壁」、「待機児童」を解消するとともに、すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行う事業です。

1) 放課後児童クラブ

〈全体〉

放課後児童クラブ(人)	
令和5年度末の量の見込み	120
令和5年度末の確保方策	80
令和5年度末の実績	91
令和6年5月時点の実績	125

第2章 こども・子育てをめぐる本町の現状

〈学年・施設ごと〉（令和6年5月時点）

利用状況(人)	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
実績 のびっ子クラブ (西小・北小・西が丘小)	18	14	11	11	6	4	64
実績 いちごクラブ (東第一小、東第二小、南小)	24	14	21	1	1	0	61
各学年の合計	42	28	32	12	7	4	125

2) 放課後子ども教室（令和6年6月時点）

利用状況 (人)	利用曜日	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
南公民館	月	3	3	6	4	3	0	19
	金	2	3	6	3	3	0	17
北公民館	月	11	7	0	11	0	1	30
	金	9	7	0	10	0	1	27
各学年の合計		25	20	12	28	6	2	93

実施状況

本町では、放課後児童健全育成事業においては、放課後児童クラブとして町内2か所で実施しています。就労状況等の変化から利用者数は増加傾向です。放課後児童支援員の増員等を行うなど確保方を強化したことで対応できています。放課後児童クラブ等の計画的な整備等をさらに推進するため、地域の実情に即した放課後児童クラブ等の整備に取り組みます。

また、児童が放課後に過ごす場として、放課後子ども教室を平成21年度より開設しています。南公民館と北公民館にて月曜日と金曜日に学習や体験・交流活動などの事業を行っています。

6 町民アンケート調査の実施

子ども・子育て支援事業のさらなる充実に向けた「第三期吉見町子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、子育てをしている皆様のご意見を幅広くお聞きし、基礎資料とするためにアンケートを実施しました。

(1)調査対象者と調査方法

調査対象	対象者	調査方法
①就学前児童保護者	平成29年4月2日～ 令和6年1月31日の間に 生まれたお子さんのいる世帯	在宅の方は、郵送配布・郵送回収 保育所及び幼稚園に通園している方は、施設を通じて配布・回収 及びオンライン回答を実施
②就学児童保護者	小学校2年生又は5年生のお 子さんのいる世帯	小学校を通じて配布、回収

(2)調査期間

調査期間：令和6年2月22日～令和6年3月7日

(3)回収結果

調査対象	配布数	回答者数 (人)	有効回収数 (人)	有効回収率 (%)
①就学前児童保護者	378	236 (内 WEB89)	235	62.2%
②就学児童保護者	189	157	157	83.1%

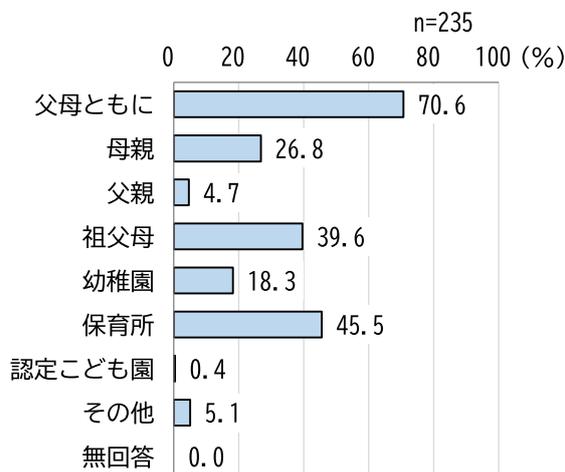
- ① 単数回答の設問における各選択肢の回答割合（比率）は、非該当者を除いた回答者数（「n」で表す当該設問での該当者数）を基数とした百分率（%）で示しています。各数値は、小数点以下第二位を四捨五入して算出しているため、比率の合計は100%にならない場合があります。
- ② 複数回答の設問における各選択肢の回答割合（比率）は、非該当者を除いた回答者数（「n」で表す当該設問での該当者数）を基数とした百分率（%）で示しています。したがって、比率の合計値は100%以上となります。
- ③ 図や表、本文では、選択肢の一部や数値の一部を省略している場合があります。

(4)結果の概要

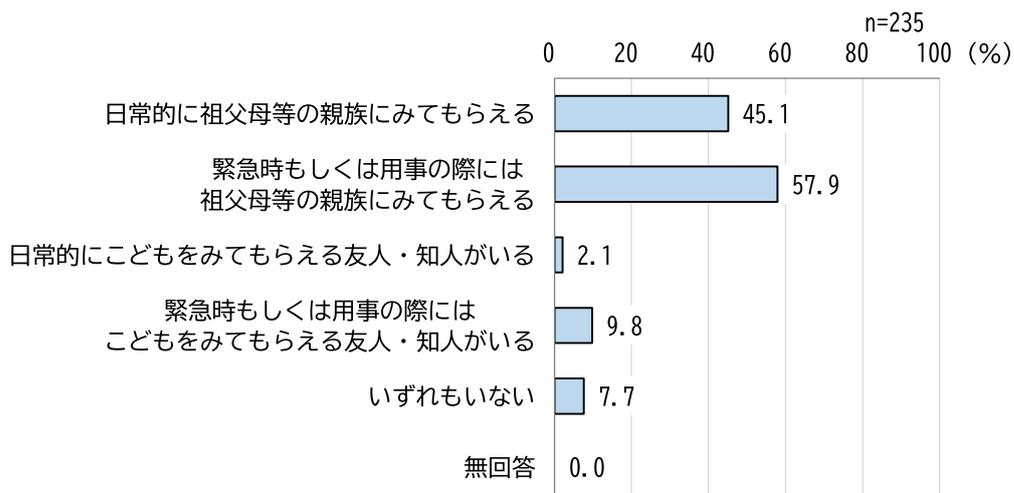
◆就学前児童保護者調査

①育ちをめぐる環境

お子さんに日常的に関わっている方については、「父母ともに」が70.6%で最も多く、次いで「保育所」が45.5%、「祖父母」が39.6%となっています。

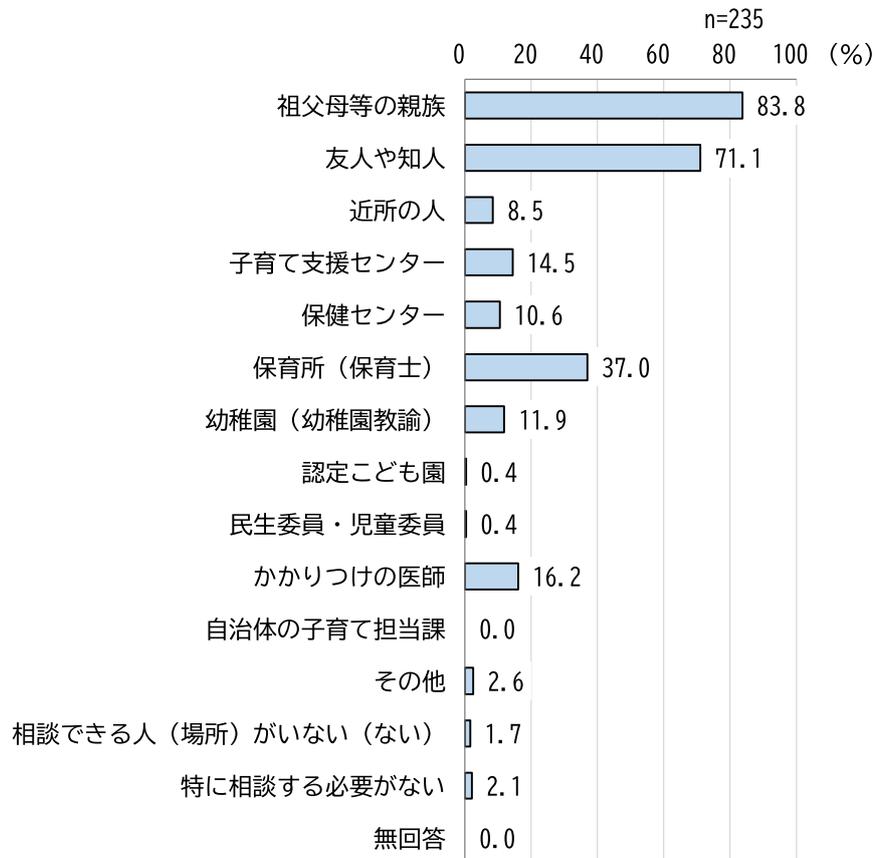


お子さんを見てもらえる親族・知人の有無については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が57.9%で最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が45.1%、「緊急時もしくは用事の際にはこどもを見てもらえる友人・知人がいる」が9.8%となっています。



第2章 子ども・子育てをめぐる本町の現状

子育ての相談先については、「祖父母等の親族」が83.8%で最も多く、次いで「友人や知人」が71.1%、「保育所（保育士）」が37.0%となっています。

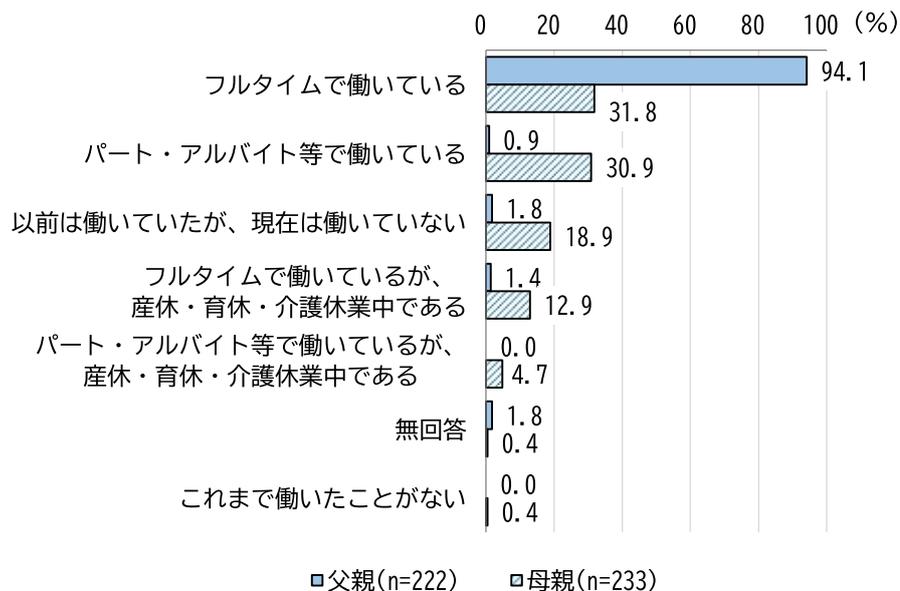


第2章 こども・子育てをめぐる本町の現状

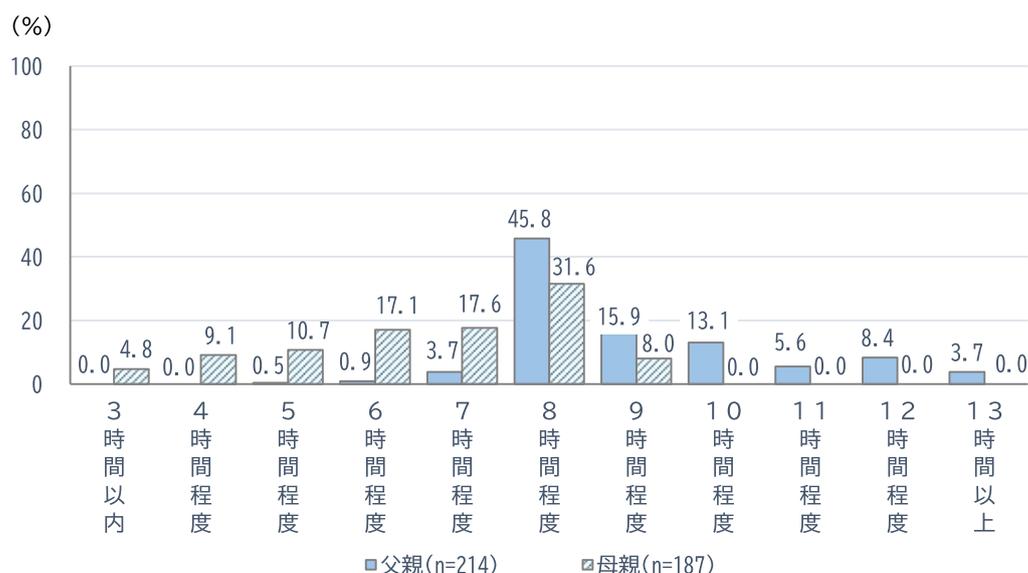
②保護者の働き方について

母親の働き方については、「フルタイムで働いている」が31.8%で最も多く、次いで「パート・アルバイト等で働いている」が30.9%、「以前は働いていたが、現在は働いていない」が18.9%となっています。

父親の働き方については、「フルタイムで働いている」が94.1%で最も多くなっています。

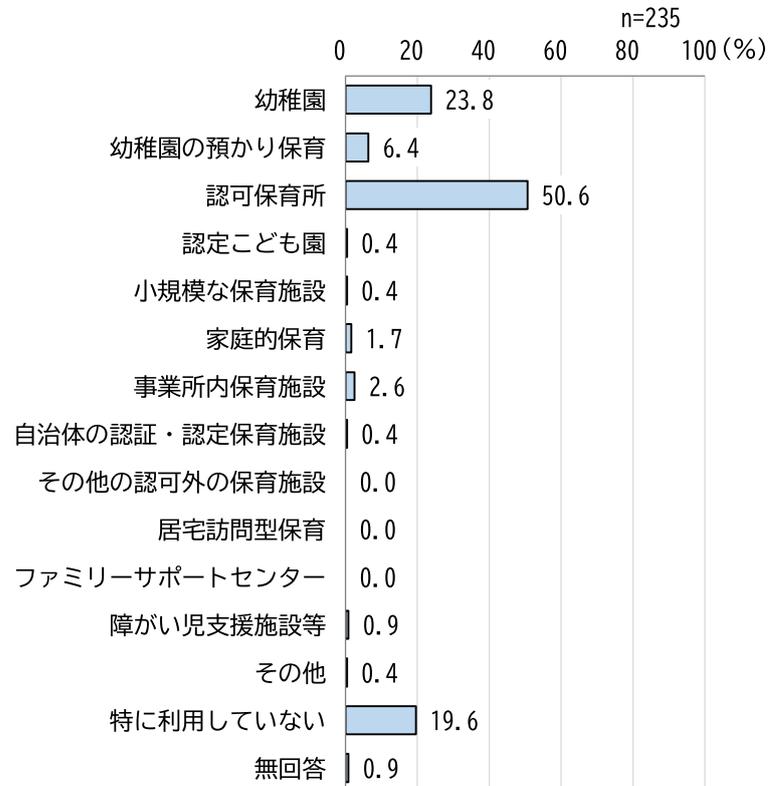


母親の一日の就労時間については、「8時間程度」が31.6%で最も多く、次いで「7時間程度」が17.6%、「6時間程度」が17.1%となっています。父親の就労時間については、「8時間程度」が45.8%で最も多く、次いで「9時間程度」が15.9%、「10時間程度」が13.1%となっています。



③教育・保育の利用状況

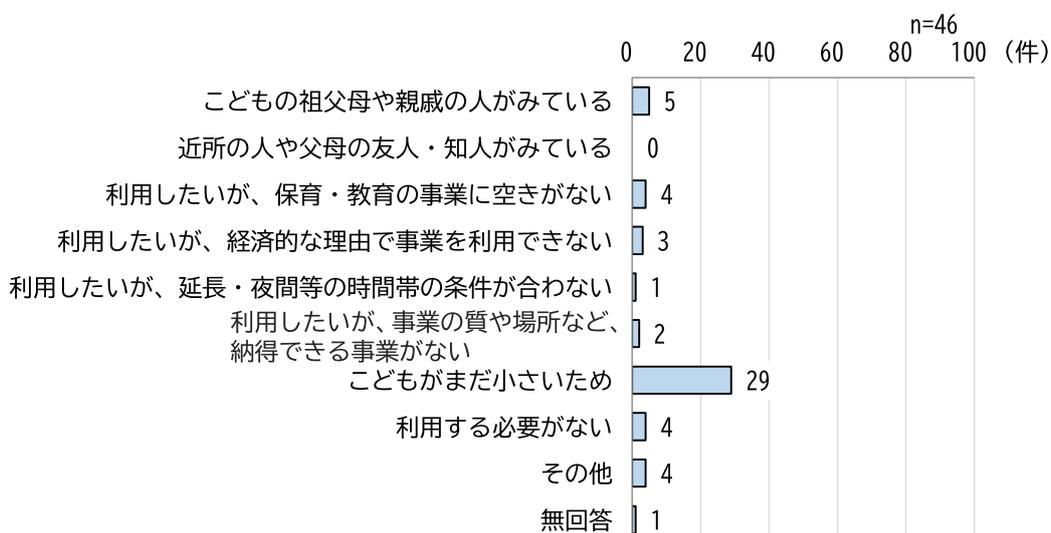
平日利用している教育・保育の事業については、「認可保育所」が 50.6%で最も多く、次いで「幼稚園」が 23.8%、「幼稚園の預かり保育」が 6.4%となっています。また、「特に利用していない」は 19.6%となっています。



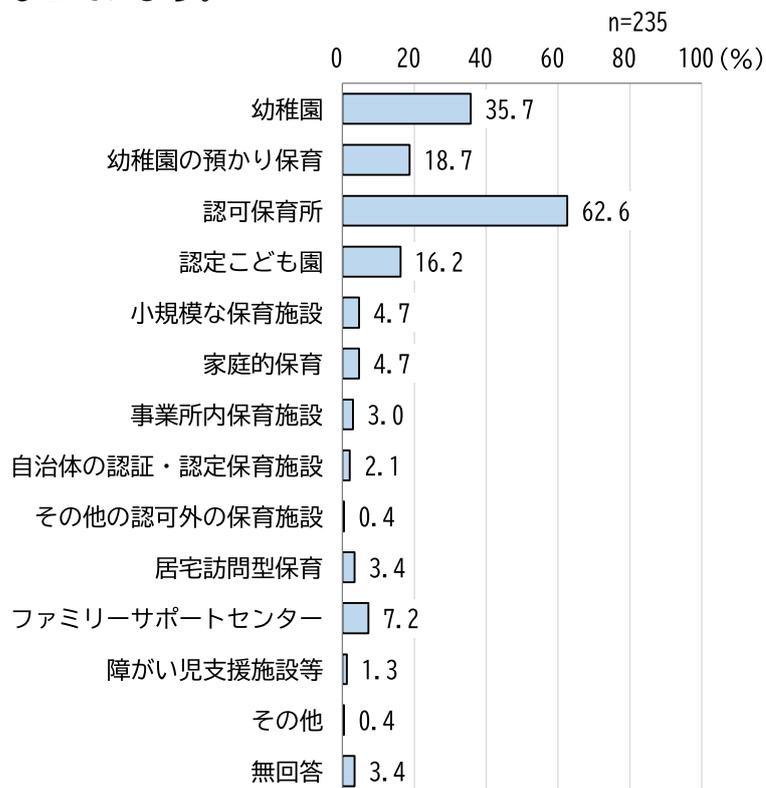
第2章 こども・子育てをめぐる本町の現状

平日に教育・保育の事業を「特に利用していない理由」については、「こどもがまだ小さいため（□歳くらいになったら利用しようと考えている）」が46件中29件となっています。

教育・保育の事業を開始したいこどもの年齢については、「3歳」が29件中14件でした。

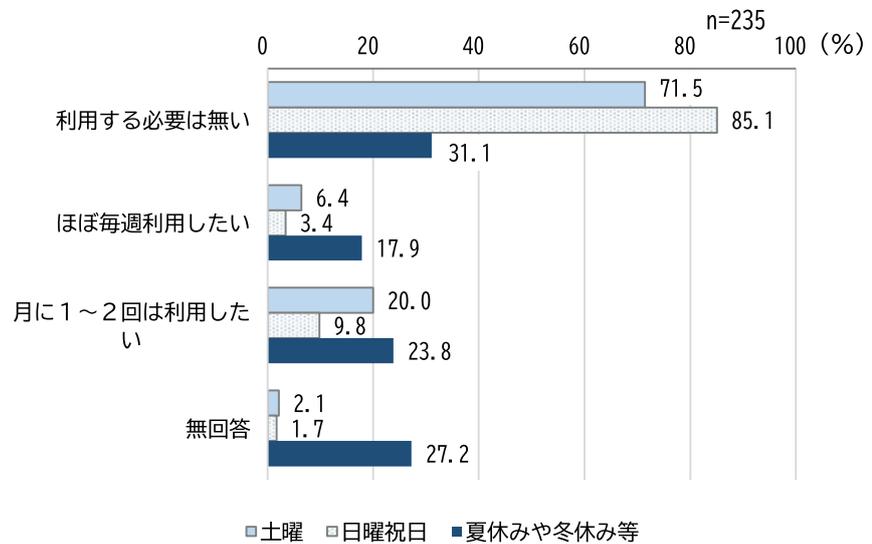


現在の利用状況に関わらず、平日の教育・保育を定期的にご利用したい事業については、「認可保育所」が62.6%で最も多く、次いで「幼稚園」が35.7%、「幼稚園の預かり保育」が18.7%となっています。



第2章 子ども・子育てをめぐる本町の現状

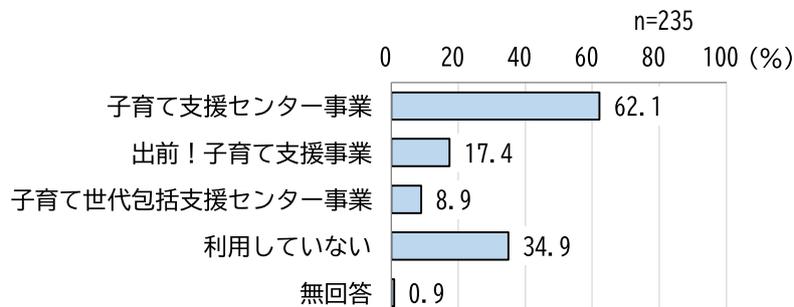
土曜・日曜・祝日や夏休み冬休みなどの長期休業時の利用希望については、「利用する必要は無い」と答えた方が最も多くなりましたが、ほぼ毎週や月1～2回の利用を希望する回答もありました。



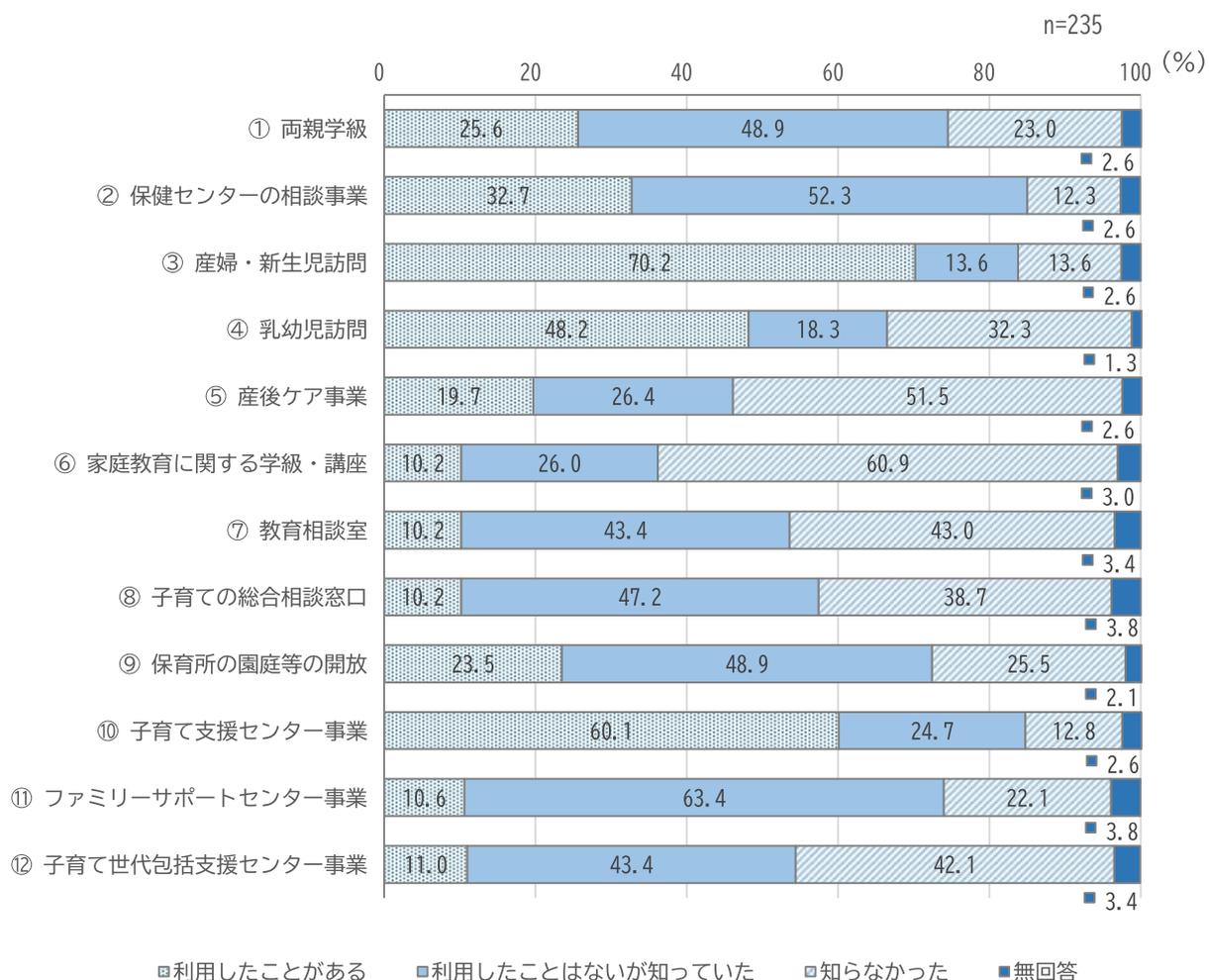
第2章 こども・子育てをめぐる本町の現状

④地域子育て支援拠点事業の利用状況について

地域子育て支援拠点の利用については、「子育て支援センター事業」が62.1%で最も多く、次いで「出前！子育て支援事業」が17.4%、「子育て世代包括支援センター事業」が8.9%となっています。

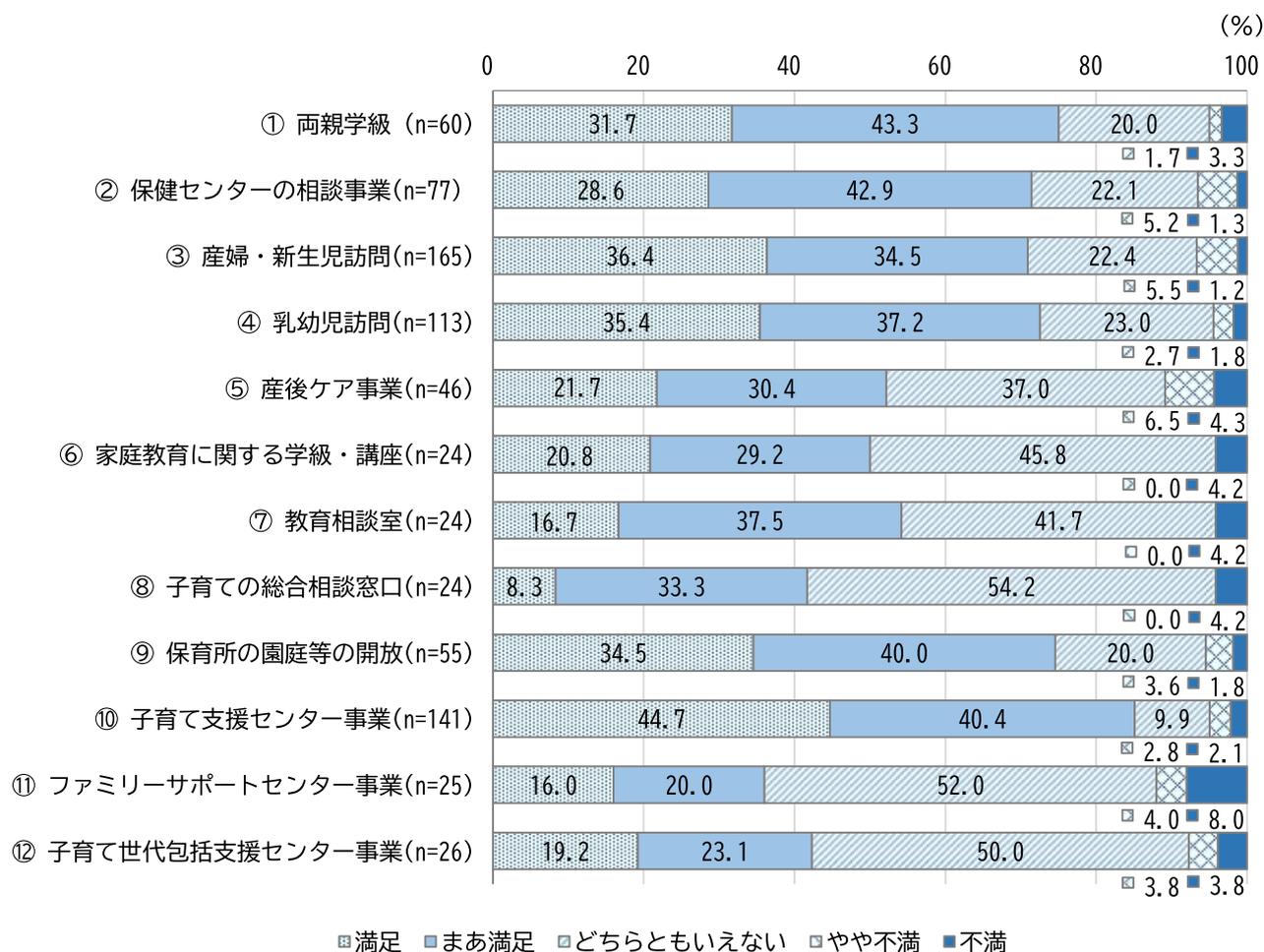


町で実施している各事業を「利用したことがある」と答えた方は、「③産婦・新生児訪問」が70.2%、次いで「⑩子育て支援センター事業」が60.1%となっています。



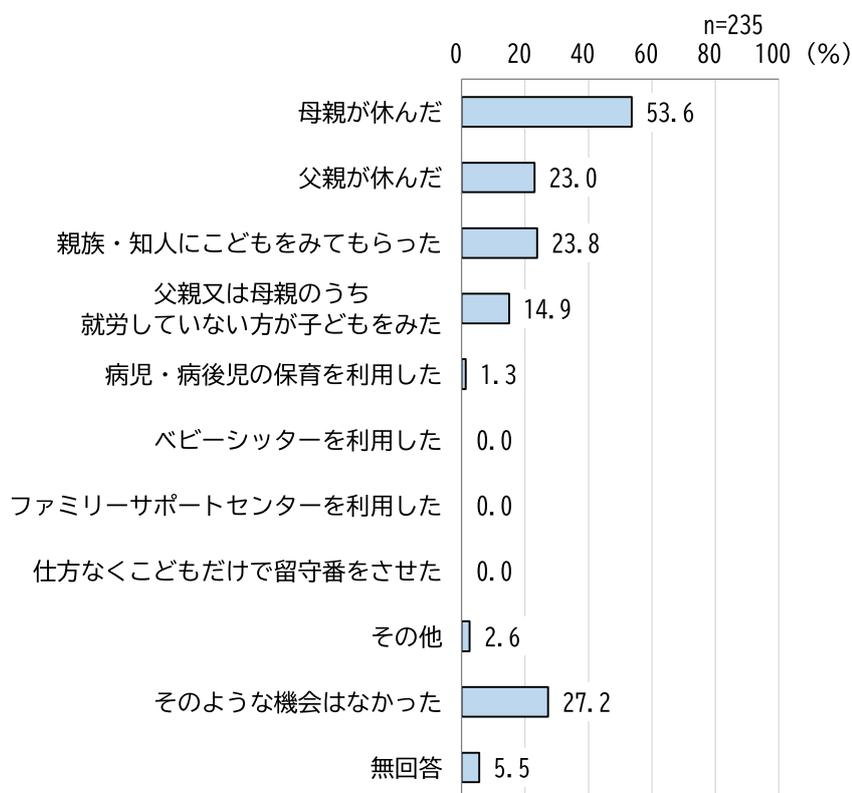
第2章 子ども・子育てをめぐる本町の現状

町で実施している各事業を「利用したことがある」と答えた方の満足度について、「満足」、「まあ満足」と答えた方は、「⑩子育て支援センター事業」が合わせて85.1%、次いで「①両親学級」が75.0%、「⑨保育所の園庭等の開放」が74.5%となりました。

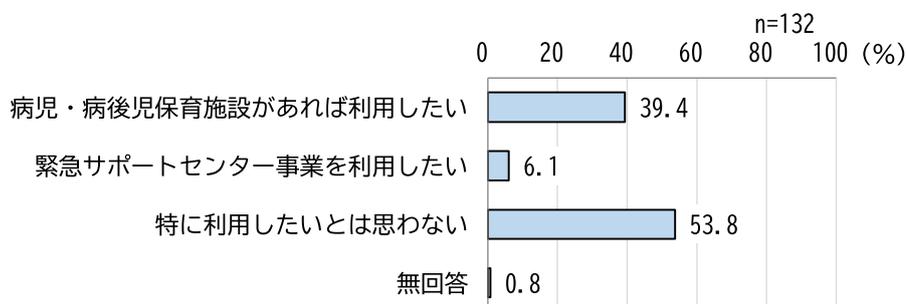


第2章 子ども・子育てをめぐる本町の現状

病気やケガの対処方法については、「母親が休んだ」が53.6%で最も多く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」が23.8%、「父親が休んだ」が23.0%となっています。



「母親が休んだ」、「父親が休んだ」と回答した方に対し、病状に関わらず受け入れられる「病児・病後児保育施設」があれば利用をしたいと思いますかについて、「特に利用したいとは思わない」が53.8%で最も多く、次いで「病児・病後児保育施設があれば利用したい」が39.4%となっています。

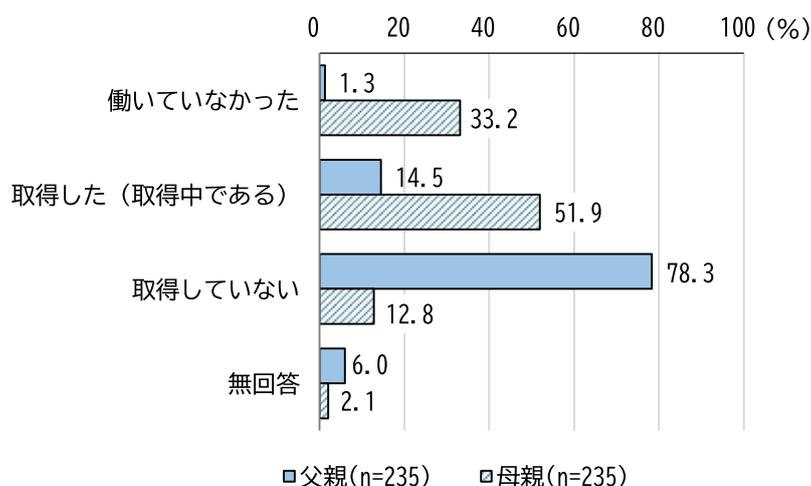


⑤職場の両立支援制度について

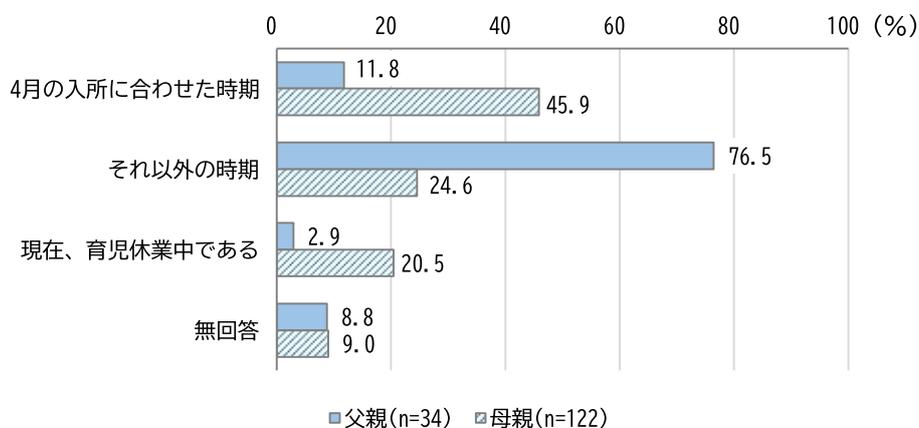
育児休業の取得については、母親は「取得した（取得中である）」が51.9%で最も多く、次いで「働いていなかった」が33.2%となっています。

父親は「取得していない」が78.3%で最も多く、次いで「取得した（取得中である）」が14.5%となっています。

取得しなかった理由としては、母親の場合は「子育てや家事に専念するため退職した」、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」、父親の場合は、「仕事が忙しかった」、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」、「収入減となり、経済的に苦しくなる」、「配偶者が育児休業制度を利用した」との回答がありました。



育児休業の復帰時期については、母親は4月のこどもが保育所等に入所する時期に合わせたと回答した方が45.9%と最も多く、父親はそれ以外と回答した方が76.5%と最も多い回答となりました。

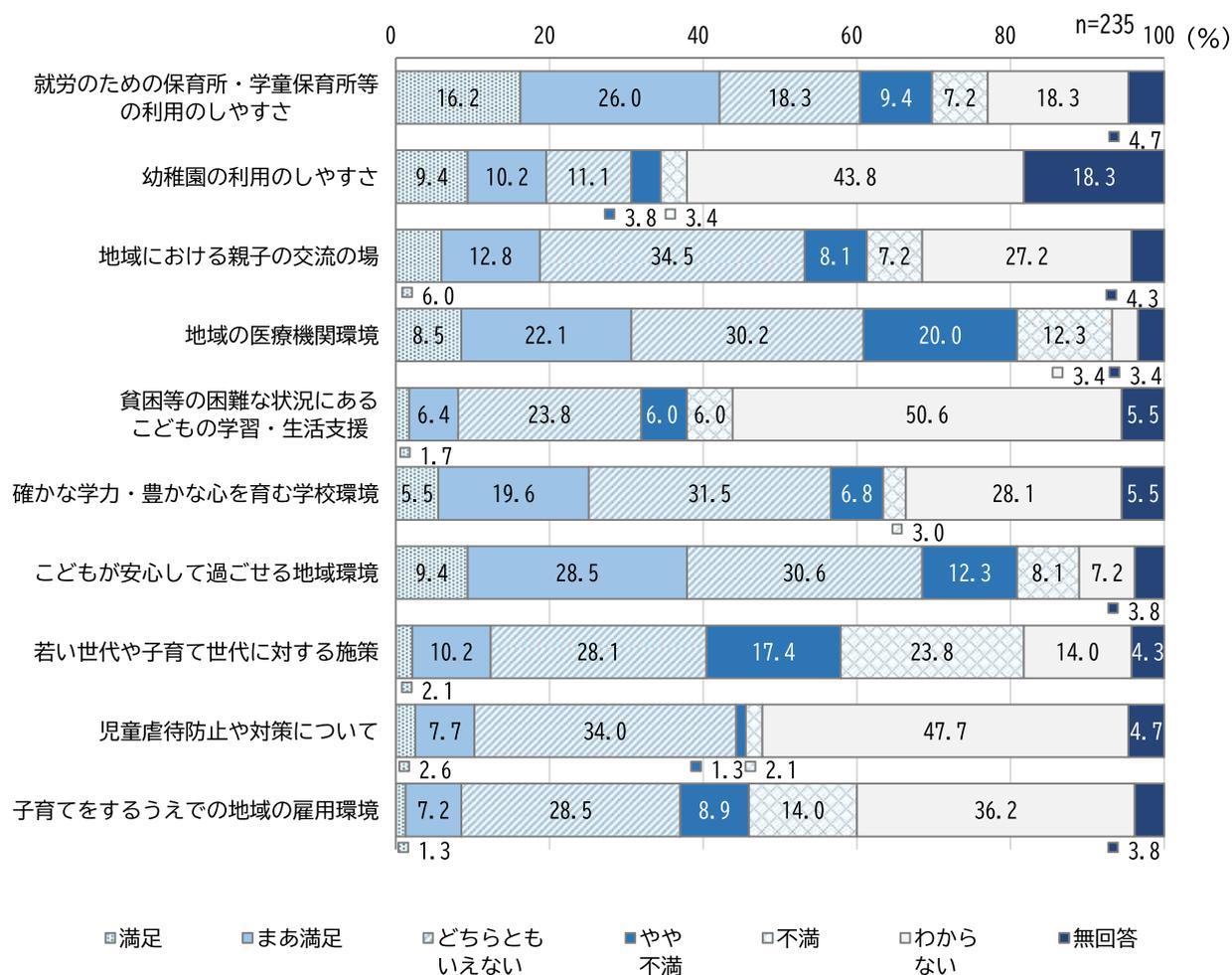


第2章 子ども・子育てをめぐる本町の現状

⑥吉見町の子育て環境

吉見町の子育て環境や支援については、「満足(満足・まあ満足)」が多い項目は「就労のための保育所・学童保育所等の利用のしやすさ」が42.2%、「子どもが安心して過ごせる地域環境」が37.9%となっています。

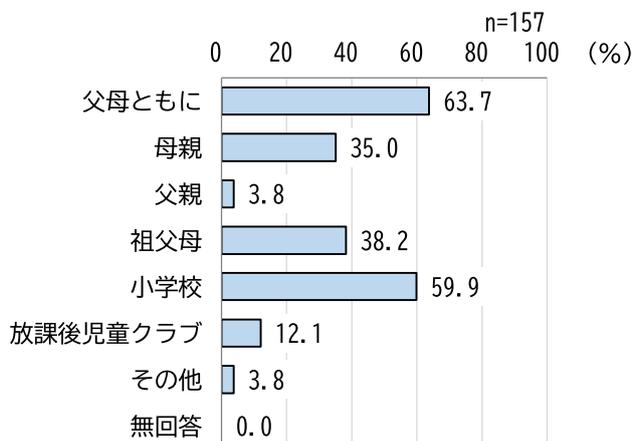
「不満(やや不満・不満)」が多い項目は「若い世代や子育て世代に対する施策」が41.2%、「地域の医療機関環境」が32.3%となっています。



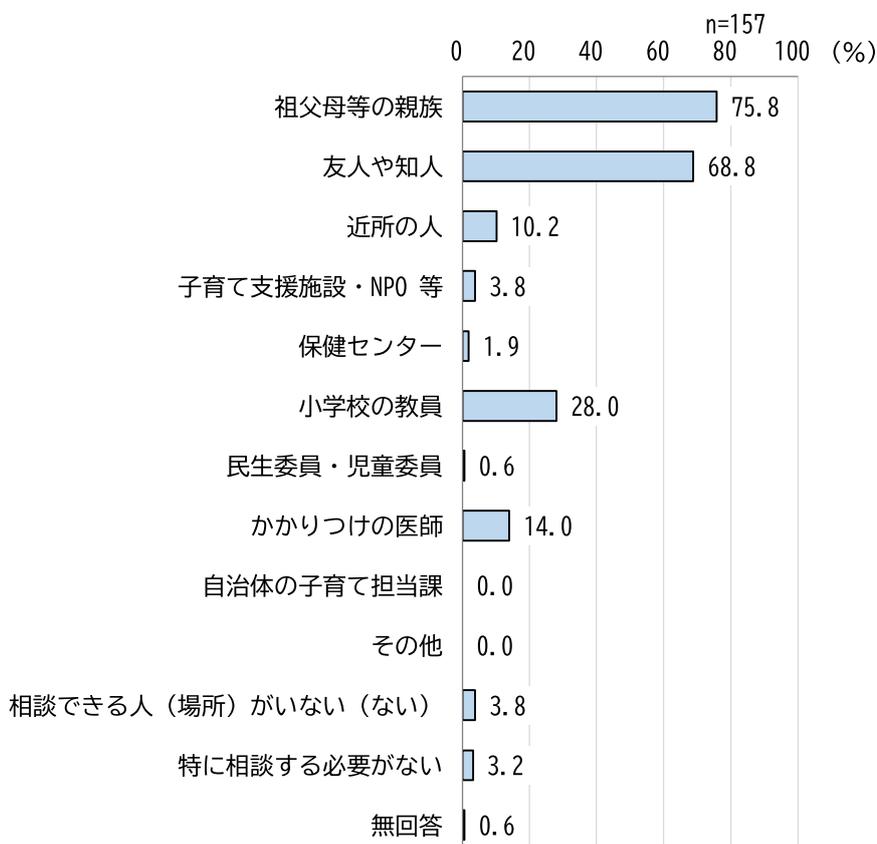
◆就学児童保護者調査

①育ちをめぐる環境

お子さんに日常的に関わっている方については、「父母ともに」が63.7%で最も多く、次いで「小学校」が59.9%、「祖父母」が38.2%となっています。

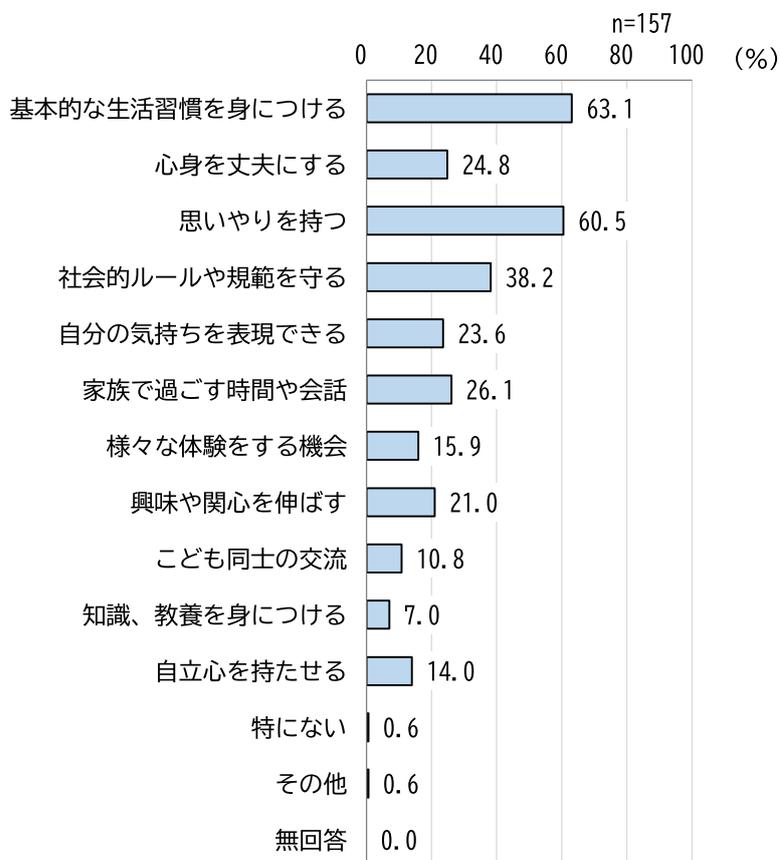


子育ての相談先については、「祖父母等の親族」が75.8%で最も多く、次いで「友人や知人」が68.8%、「小学校の教員」が28.0%となっています。

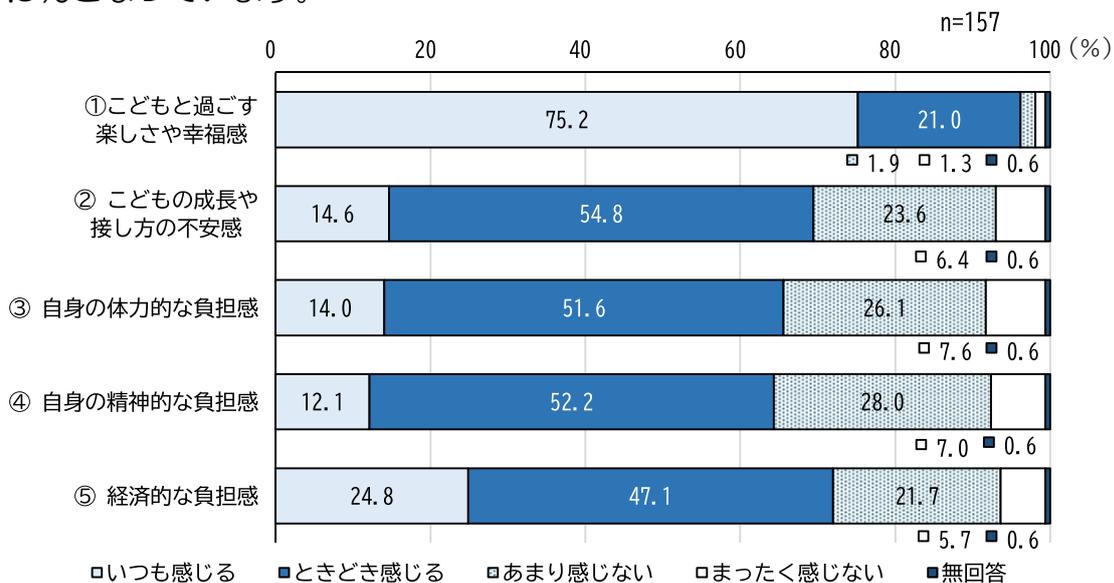


第2章 こども・子育てをめぐる本町の現状

子育てで大切にしていることについては、「基本的な生活習慣を身につける」が63.1%で最も多く、次いで「思いやりを持つ」が60.5%、「社会的ルールや規範を守る」が38.2%となっています。



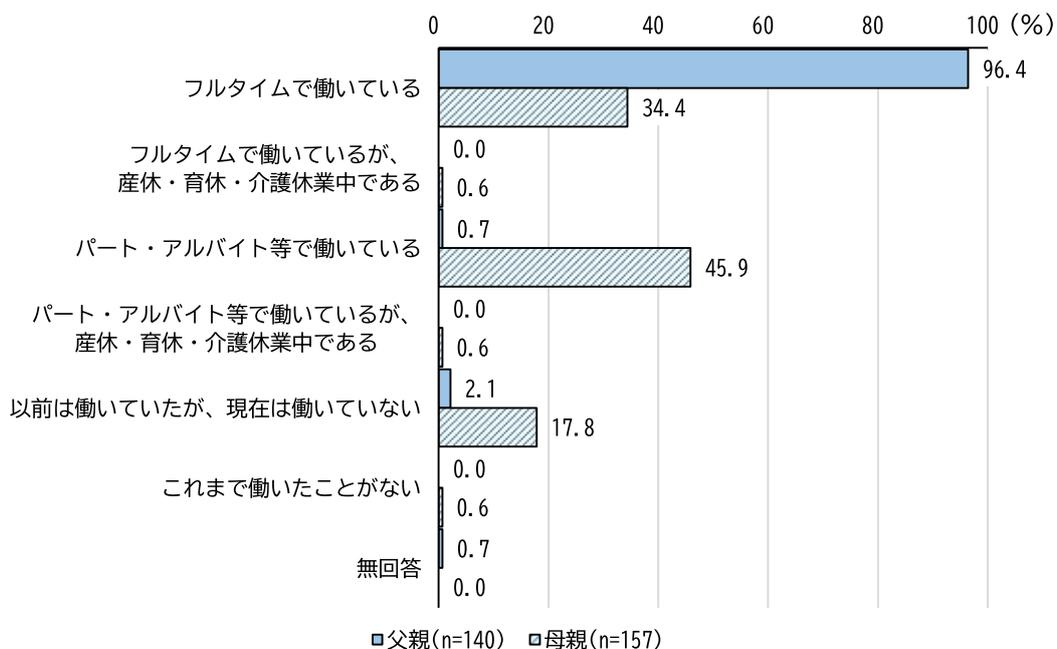
子育てに関する5つの項目について、「感じる（いつも感じる・ときどき感じる）」が多い項目は、「①こどもと過ごす楽しさや幸福感」が96.2%、「⑤経済的な負担感」が71.9%となっています。



②保護者の働き方について

母親の働き方については、「パート・アルバイト等で働いている」が45.9%で最も多く、次いで「フルタイムで働いている」が34.4%、「以前は働いていたが、現在は働いていない」が17.8%となっています。

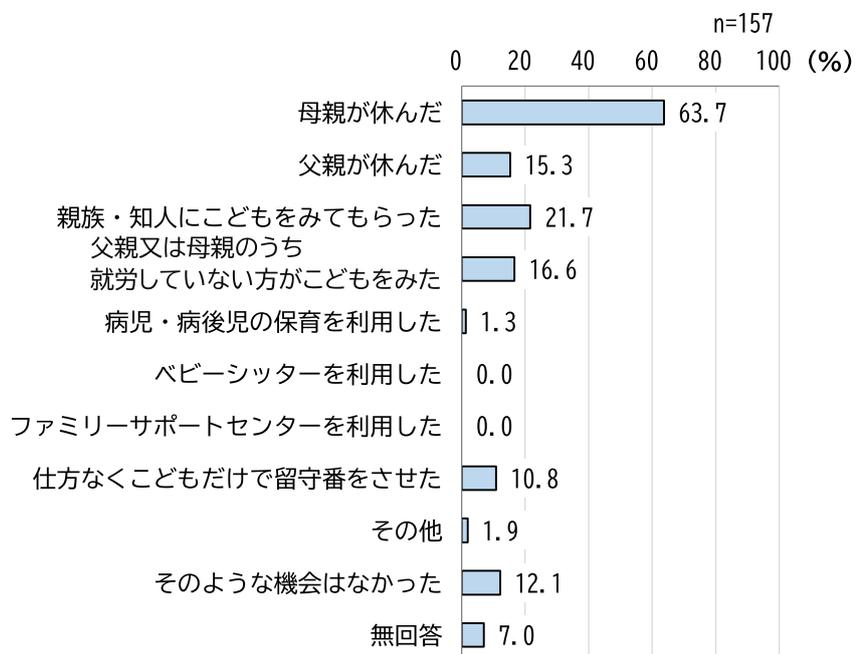
父親の働き方については、「フルタイムで働いている」が96.4%で最も多くなっています。



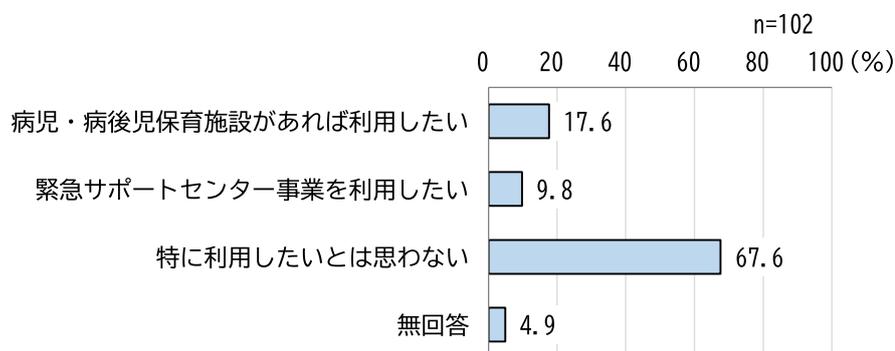
第2章 こども・子育てをめぐる本町の現状

③病気の際の対応について

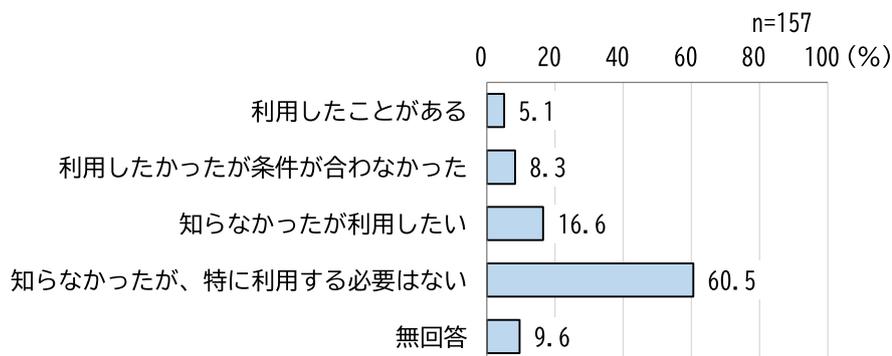
病気やケガの対処方法については、「母親が休んだ」が63.7%で最も多く、次いで「(同居者を含む)親族・知人にこどもをみてもらった」が21.7%、「父親又は母親のうち就労していない方がこどもをみた」が16.6%となっています。



町では、こどもの病状が軽微な場合であれば、ファミリーサポートセンターで実施している緊急サポートセンター事業により対応しています。病状に関わらず受け入れられる「病児・病後児保育施設」があったら利用したいと思うか、についての設問には「特に利用したいとは思わない」が67.6%で最も多く、次いで「病児・病後児保育施設があれば利用したい」が17.6%となっています。

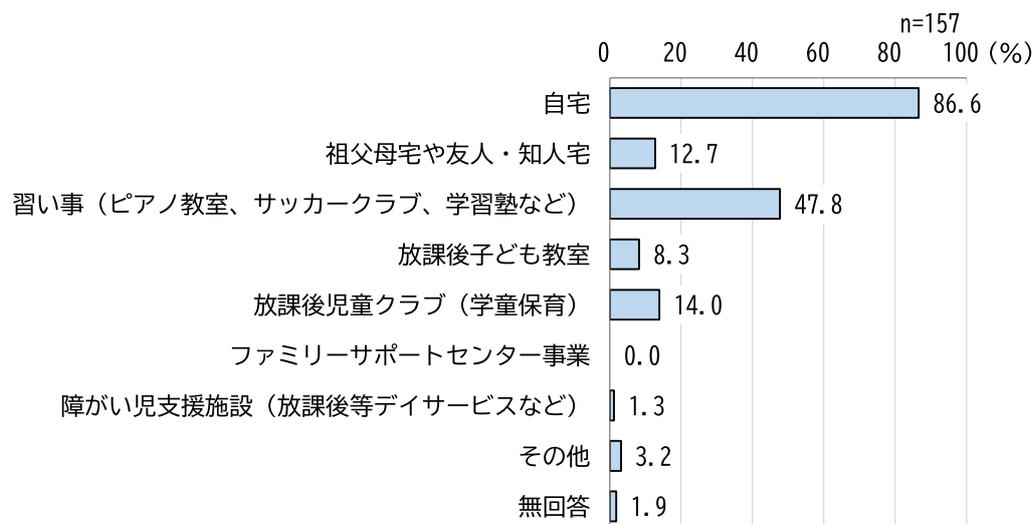


私用、親の通院、不定期の就労等の目的で利用できる町の「ファミリーサポートセンター」については、「知らなかったが、特に利用する必要はない」が60.5%で最も多く、次いで「知らなかったが利用したい」が16.6%となっています。



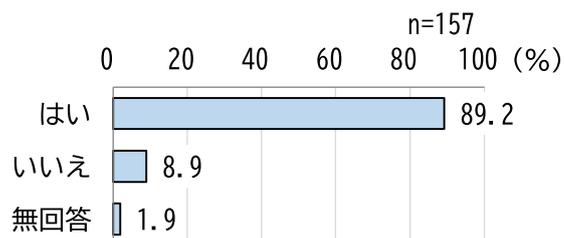
④放課後の過ごし方

現在の放課後時間（平日の小学校終了後）の過ごし方については、「自宅」が86.6%で最も多く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が47.8%、「放課後児童クラブ（学童保育）」が14.0%となっています。

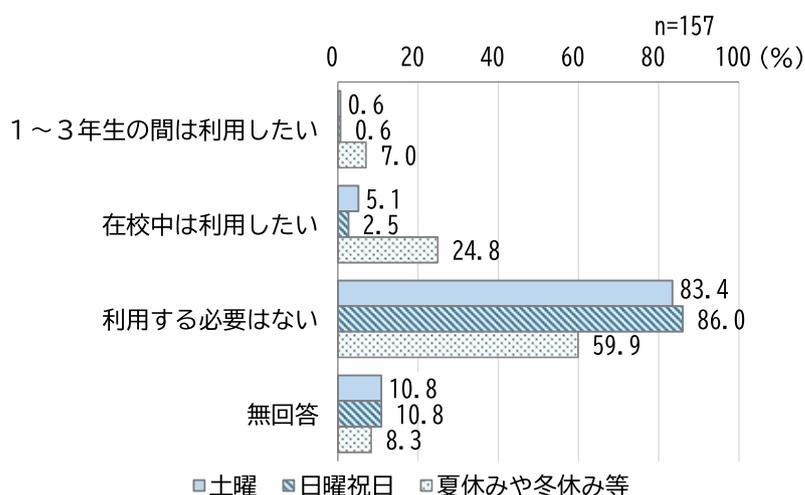


第2章 こども・子育てをめぐる本町の現状

希望通りに放課後児童クラブを利用できているかについては、「はい」が89.2%、「いいえ」が8.9%となっています。

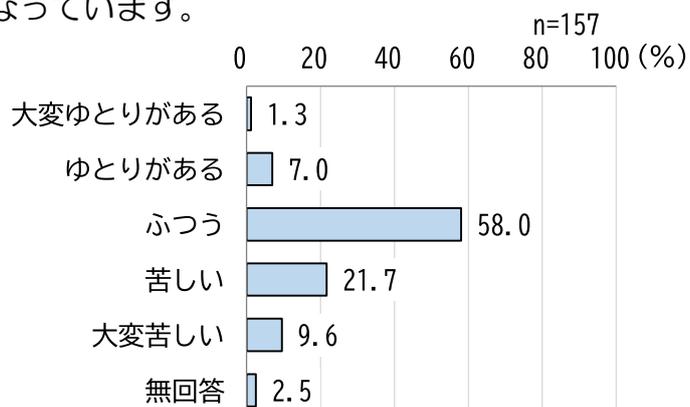


放課後児童クラブの利用について、土曜日や日曜日・祝日、夏休みや冬休み等の長期休業の利用は、「利用する必要はない」が最も多く、夏休みや冬休み等の長期休業中は、「在校中は利用したい」が24.8%となっています。

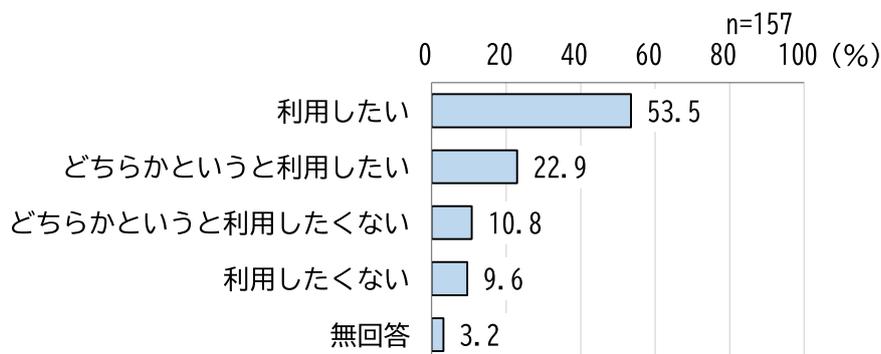


⑤子育て環境

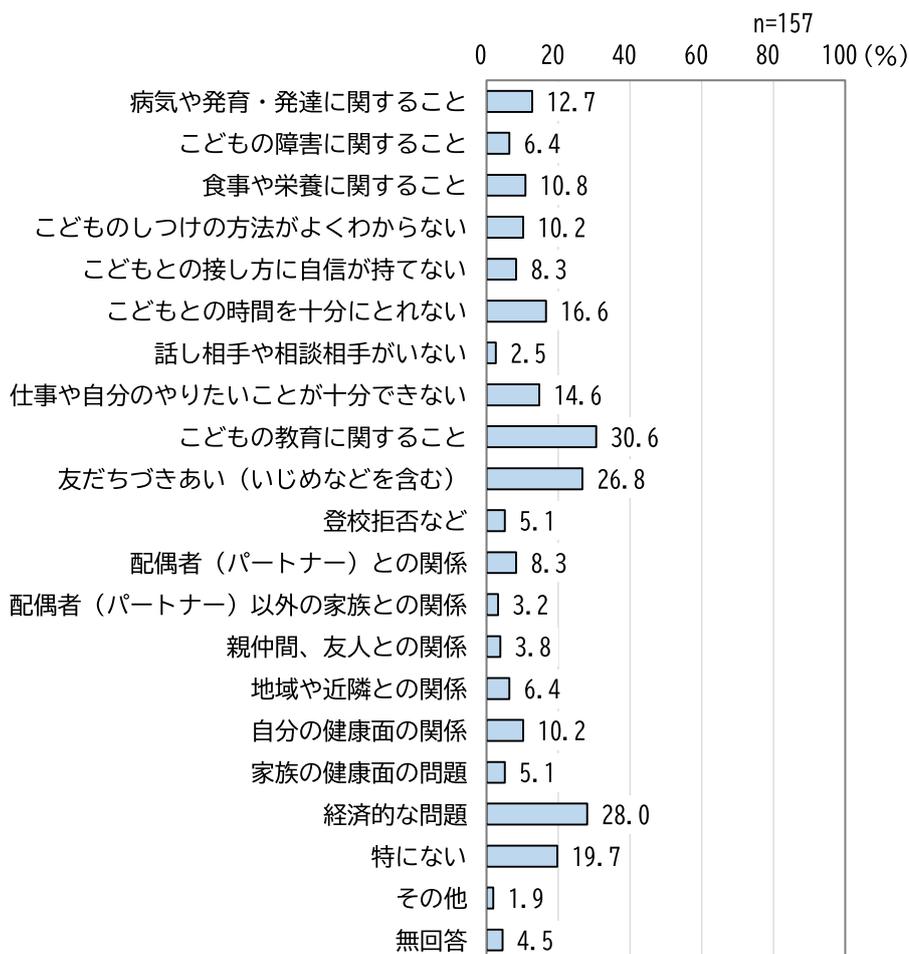
現在の暮らしの状況については、「ふつう」が58.0%で最も多くなっていますが、「ゆとりがある（大変ゆとりがある・ゆとりがある）」が8.3%、「苦しい（苦しい・大変苦しい）」が31.3%となっています。



自宅や学校以外に、こどもが無料で勉強できる場所の利用については、「利用したい」が53.5%で最も多く、次いで「どちらかという util したい」が22.9%となっています。



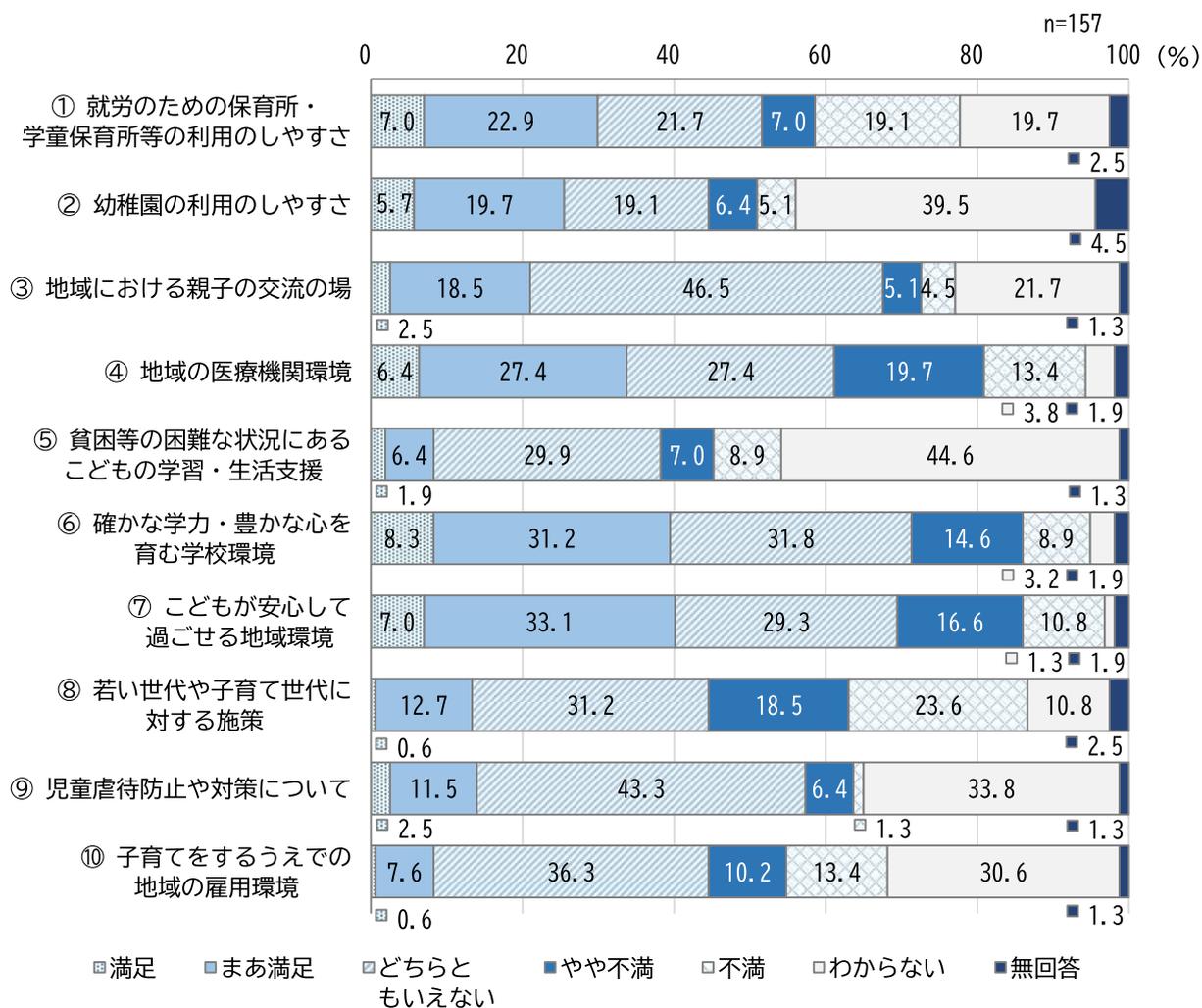
子育ての悩みごとについては、「こどもの教育に関すること」が30.6%で最も多く、次いで「経済的な問題」が28.0%、「友だちづきあい（いじめなどを含む）」が26.8%となっています。



第2章 こども・子育てをめぐる本町の現状

吉見町の子育て環境や支援については、「満足(満足・まあ満足)」が多い項目として「⑦こどもが安心して過ごせる地域環境」が40.1%、「⑥確かな学力・豊かな心を育む学校環境」が39.5%となっています。

「不満(やや不満・不満)」が多い項目としては、「⑧若い世代や子育て世代に対する施策」が42.1%、「④地域の医療機関環境」が33.1%となっています。



第3章 基本的な考え方

1 計画の基本理念

こどもの笑顔を みんなで支えるまちづくり

前計画では、「こどもの笑顔を みんなで支えるまちづくり」を基本理念とし、次世代を担う子どもたちや子育て中の親たちの笑顔があふれるまちであるために、地域、事業所、行政などが一体となって、子育て家庭を応援する施策や事業を推進してきました。

本計画では、令和5年に閣議決定された「こども大綱」が目指す「こどもまんなか社会」の視点を大切に、こどもの最善の利益を第一に考えていきます。

こどもや子育て家庭を取り巻く社会状況の変化に対応し、すべてのこどもが心身ともに健やかに育ち、幸せになること、かつ、子育て家庭が喜びや楽しさを感じながら子育てができるよう、引き続き地域社会全体で応援していきます。

以上を踏まえ、前計画の基本理念を継承し、「こどもの笑顔を みんなで支えるまちづくり」を第三期吉見町子ども・子育て支援事業計画の基本理念とします。



2 計画の基本的な視点

本計画の推進にあたっては、5つの視点を基本とします。

(1) こどもの視点

こどもの幸せを第一に考え、こどもの利益が最大限に尊重される支援が必要です。子育てに関わるすべての人がこどもの視点に立った子育てを行うことにより、こどもたちが安心して健やかに育つよう支援します。

(2) 次代の親を育成する視点

こどもはやがて次代のこどもを育てる親となります。こどもが豊かな人間性を形成し、自立した親へと成長できるよう、長期的な視野に立った取組を進めます。

(3) 地域全体でこどもと家庭を支える視点

家庭は子育てについての第一義的責任を有するという認識のもとに、行政をはじめとする、企業や地域社会を含めた町全体で、こどもと家庭を支えます。

(4) すべてのこどもと家庭への支援の視点

社会的養護を必要とするこどもの増加や、虐待や貧困等こどもが抱える背景の多様化に十分対応できるよう社会的養護体制について関係機関と連携し取組を進めます。また、子育てにおいて孤立することのないよう、すべてのこどもと家庭を支援します。

(5) 仕事と生活の調和の実現の視点

家庭や子育ての希望を実現するためには、仕事と生活の調和が大切です。事業者や町民一人ひとりが、仕事と生活の調和の重要性を理解するよう意識啓発に努めます。



3 計画の基本目標

基本理念を実現するために、次の6つの基本目標を掲げて各施策・事業を推進していきます。

基本目標1 子ども・子育て支援の基盤整備

「子ども・子育て支援新制度」に基づき、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、安心して子育てができる基盤を整備します。ニーズ調査をもとに、幼児期の教育・保育施設の充実を図り、質の高い教育・保育を提供するとともに、各種の地域子ども・子育て支援事業を進めます。

基本目標2 地域や家庭における子育ての支援

核家族化が進み、地域の「つながり」や「かかわり」が薄れていく中で、家庭のみで育児を行うことへの負担感や不安感が増大しています。

すべての子育て家庭のために、利用者のニーズを踏まえた保育サービスの充実を図るとともに、子育てをする親同士の相談や交流の場を提供し、地域社会が積極的にサポートする温かい地域づくりの形成を目指し、子育てを地域で支えるネットワークづくりを進めます。

基本目標3 要支援児童への対応などきめ細かな取組の推進

ひとり親家庭等の自立支援、児童虐待防止、障がいのあるこどもなど様々な環境にあるこども及びその家族への支援等、特に支援を必要とするこどもや家庭の子育て支援を進めます。

児童虐待に関しては、発生予防、早期発見・早期対応等の観点から、地域の協力、関係機関との連携及びネットワーク体制の強化を進めます。

基本目標4 母親並びに乳幼児等の健康確保及び増進

安心して妊娠・出産ができる環境を確保するとともに、母親の育児に関する不安や負担を軽減し、育児が楽しめるよう母子保健事業の充実を図ります。

また、こどもたちの健康の保持と安全の確保のために食育の推進、小児医療の充実を進めます。

基本目標5 こどもの心身の健やかな成長に資する環境の整備

家庭教育はすべての教育の出発点であり、家庭でのふれあいがこどもの基本的な生活習慣や人に対する信頼感や思いやり、自立心や自制心、社会的マナーなど「生きる力」を育成するうえで重要な役割を果たします。

次代の担い手であるこどもたちが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、家庭はもとより学校・地域が連携協力し、こどもの心身の健やかな育成を図るための環境づくりを進めます。

基本目標6 こども等の安全の確保

こどもの交通安全の確保や犯罪等の被害からこどもを守るための取組を進めます。

犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けたこどもの心のケアに対して、関係機関と連携したきめ細かな支援を進めます。

4 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、「市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」（教育・保育提供区域、以下「提供区域」という。）を設定し、提供区域ごとに、「幼児期の学校教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の需要量の見込みを算出し、提供体制の確保と実施時期を事業計画に掲載するものとしています。

本町では、人口及び施設の整備状況等を勘案した結果、町全域を1つの提供区域として設定することとします。

<教育・保育提供区域：1 区域>



地理院地図 vector 標準地図（国土地理院）を加工し作成

5 計画の体系

基本理念				
こどもの笑顔を みんなで支えるまちづくり				
こどもの視点	次代の親を育成する視点	地域全体でこどもと家庭を支える視点	すべてのこどもと家庭への支援の視点	仕事と生活の調和の実現の視点

▼共通の5つの視点で推進▼

基本目標1 子ども・子育て支援の基盤整備

- 1 教育・保育施設の充実
- 2 地域子ども・子育て支援事業の推進

基本目標2 地域や家庭における子育ての支援

- 1 子育て支援のネットワークづくり
- 2 こどもの健全育成
- 3 仕事と子育ての両立の推進

基本目標3 要支援児童への対応などきめ細かな取組の推進

- 1 児童虐待防止対策の充実
- 2 様々な立場にある家庭の支援の推進
- 3 こどもの貧困対策
- 4 障がいのあるこどもと家庭への支援

基本目標4 母親並びに乳幼児等の健康確保及び増進

- 1 こどもや母親の健康の確保
- 2 食育の推進
- 3 小児医療の充実

基本目標5 こどもの心身の健やかな成長に資する環境の整備

- 1 次代の親の育成
- 2 こどもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備
- 3 家庭や地域の教育力の向上
- 4 こどもを取り巻く有害環境対策の推進

基本目標6 こども等の安全の確保

- 1 良質な住環境の確保
- 2 こどもの交通安全を確保するための活動の推進
- 3 こどもが安全に安心して育つための活動の推進
- 4 犯罪等の被害にあったこどもへの支援

第4章 施策の展開

基本目標1 子ども・子育て支援の基盤整備

1 教育・保育施設の充実

教育・保育施設の利用は、子育て家庭の状況により、以下の各号の認定となり利用施設が決まっています。本町においては、現状の町内の既存幼稚園及び保育所の利用定員で必要となる量の確保が可能であることから、既存施設の充実を図ります。

(1) 幼稚園・認定こども園(1号認定及び2号認定、3～5歳児)

3～5歳児で、幼稚園利用及び保育を必要とするこどものうち幼稚園利用を希望するこどもが対象であり、町内の私立幼稚園及び近隣市町の幼稚園等により量の確保を図るとともに、年齢に応じた適切な教育を提供します。

保育の必要性を要しない		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)		105	95	93	85	85
② 確保 方 策 (人)	幼稚園 (特定教育・保育施設)	0	0	0	0	0
	確認を受けない 幼稚園	160	160	160	160	160
	町外幼稚園・ 認定こども園	52	52	52	52	52
③町外在住児童の 町内施設利用(人)		0	0	0	0	0
過不足分②-①-③		107	117	119	127	127

(2)保育所など(2号認定、3～5歳児)

3～5歳児で、保育を必要とする子どもが対象です。町内の保育が必要な子どもが安心して利用できるよう町立保育所により量の確保を図るとともに、保育内容を充実します。

保育の必要性あり		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)		150	150	150	150	150
② (確保 人) 方策	町内保育所	168	168	168	168	168
	町外保育所・ 認定こども園	10	10	10	10	10
③町外在住児童の 町内施設利用(人)		3	3	3	3	3
過不足分②-①-③		25	25	25	25	25



(3)保育所など(3号認定、0歳児)

0歳児で、保育を必要とするこどもが対象であり、町立保育所における対象年齢の定員の拡大により量の確保を図るとともに、保育内容を充実します。

■ 0歳児

保育の必要性あり	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)	15	15	15	15	15
②確保方策(人) 町内保育所	15	15	15	15	15
過不足分②-①	0	0	0	0	0

(4)保育所など(3号認定、1・2歳児)

1・2歳児で、保育を必要とするこどもが対象であり、町立保育所における対象年齢の定員の拡大や町外保育施設等により量の確保を図るとともに、保育内容を充実します。

■ 1歳児

保育の必要性あり	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)	30	29	30	29	27
②確保方策 合計(人)	34	34	34	34	34
町内保育所	31	31	31	31	31
町外保育施設等	3	3	3	3	3
過不足分②-①	4	5	4	5	7

■ 2歳児

保育の必要性あり	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)	32	36	36	37	37
②確保方策 合計(人)	57	57	57	57	57
町内保育所	50	50	50	50	50
町外保育施設等	7	7	7	7	7
過不足分②-①	25	21	21	20	20

(5)教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保方策

① 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持つとともに、保護者の就労状況やその変化にかかわらず、柔軟にこどもを受け入れられる施設です。

本町においては、町内の幼稚園と保育所がそれぞれ1園ずつであることから、教育・保育の一体的提供については、現状を勘案しながら、必要に応じ検討を行うものとしします。

② 幼稚園教諭と保育士との合同研修等に対する支援

幼稚園、保育所及び認定こども園は、質の高い教育・保育を行うため、必要に応じ幼稚園教諭や保育士による合同研修や人事交流等を推進し、互いの理解を深めるとともに、人材育成に努めます。

③ 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割と必要性

幼稚園、保育所及び認定こども園は、地域の教育・保育の水準の維持・向上を図るための基幹的な役割を担う施設です。

また、在宅の子育て家庭を含めたすべての子育て家庭のニーズに応じた、多様かつ総合的な子育て支援を行うために、地域子ども・子育て支援事業があります。教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の果たす役割を踏まえ、社会全体が協力して、一人ひとりのこどもが個性のあるかけがえのない存在として成長していくことを支援します。

④ 教育・保育施設と地域型保育事業者との連携

教育・保育施設は、地域における子育て支援の中核的な役割を担います。一方、原則として3歳未満の保育を必要とするこどもが利用する地域型保育事業においては、集団保育のほか、屋外遊戯場における活動なども保育に係る重要な要素となってきます。

このため、地域交流保育や園庭開放などのほか、成長や発達に支援が必要な可能性があるこどもの早期発見やその家族に対する支援、家庭の養育への相談対応についても、教育・保育施設との連携が必要不可欠です。

本町では、地域型保育施設の整備については予定していませんが、今後必要に応じ地域型保育施設を整備する場合には、教育・保育施設が、地域型保育事業を行う者及び地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要な保育内容などの支援に努めます。

町外の事業者についても、必要な連携を進めます。

⑤ 教育・保育施設と小学校との連携

幼児期の教育・保育は、こどもたちの「生きる力」の基礎やその後の小学校の教育の基盤を培う重要な時期です。

幼稚園、保育所及び認定こども園は、小学校との交流や連携を図り、小学校教育への円滑な接続に努めます。

2 地域子ども・子育て支援事業の推進

地域子ども・子育て支援事業とは、子ども・子育て支援法第59条の規定に定められた以下の各事業を指します。本町では、地域の実情に応じて地域子ども・子育て支援事業を実施します。

(1)利用者支援事業

こどもとその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

基本型では、相談を受け、情報収集・提供等を行うといった利用者支援に加え、地域の関係機関との連絡調整やネットワークづくりを行います。

こども家庭センター型では、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行います。

1)利用者支援事業(基本型)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(か所)	1	1	1	1	1
②確保方策(か所)	1	1	1	1	1
過不足②-①	0	0	0	0	0

2)利用者支援事業 (こども家庭センター型)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(か所)	1	1	1	1	1
②確保方策(か所)	1	1	1	1	1
過不足②-①	0	0	0	0	0

確保方策の内容

本町では、保育所に併設する子育て支援センターで、当事者に寄り添い、必要とするサービスにつながるよう支援を行います。令和6年4月に開設したこども家庭センターは、「子育て世代包括支援センター事業」及び「子ども家庭総合支援拠点事業」の両事業の機能が統合されたものです。相談員（保健師・保育士等）が様々な悩み・質問・相談にお応えしサポートします。

(2)地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行う事業です。

地域子育て支援拠点事業	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (人回:延べ利用人数)	6,500	6,400	6,300	6,200	6,100
確保方策(か所)	1	1	1	1	1

確保方策の内容

本町では、保育所に併設する子育て支援センターで、保護者が集まり、参加する事業を実施しています。子育て支援センターを拠点として、交流、相談、情報提供、助言など事業の一層の充実を図ります。

また、利用者の利便性を考慮し、地域に出向き、町内施設での「出前！子育て支援事業」を継続して実施します。

(3)妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

妊婦健康診査	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)	106	104	102	100	98
②確保方策(人)	106	104	102	100	98
過不足②-①	0	0	0	0	0

確保方策の内容

本町では、妊婦健康診査について情報提供や診査内容の充実を図るとともに、助成を行います。

現在、実施している妊婦健診事業で、対象者全員に対して対応が可能です。引き続き、対象となる妊婦全員に対し事業を実施し、必要量を確保します。

(4)乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

乳児家庭全戸訪問事業	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)	66	65	63	62	61
②確保方策(人)	66	65	63	62	61
過不足②-①	0	0	0	0	0

確保方策の内容

本町では、保護者の希望に応じて、保健師が全戸訪問を行い、対象者の把握と全戸訪問の内容の充実を図ります。

現在、実施している乳児家庭全戸訪問事業で、乳児のいるすべての家庭の訪問を実施します。引き続き、事業を実施することで必要量を確保します。

(5)養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

1)養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

養育支援訪問事業	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (人回:延べ利用回数)	40	40	40	40	40
②確保方策 (人回:延べ利用回数)	40	40	40	40	40
過不足②-①	0	0	0	0	0

確保方策の内容

本町では、乳児家庭全戸訪問事業と連携して、支援を必要とする家庭を把握し、養育支援が必要と認められるこども及び保護者を対象に、養育に関する相談、指導、助言等の支援を行います。

2)子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業は、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、関係機関と連携強化を図る事業です。

確保方策の内容

本町では、吉見町要保護児童対策地域協議会を設置しており、引き続き関係機関と連携強化を図り児童虐待の防止と早期発見・早期解決に取り組むとともに専門職の確保など機能強化を図ります。

(6)子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となったこどもについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。子育て短期支援事業には、ショートステイ事業（短期入所生活援助）とトワイライトステイ事業（夜間養護等）があります。

子育て短期支援事業	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (人回:延べ利用回数)	0	0	0	0	0
②確保方策 (人回:延べ利用回数)	0	0	0	0	0
過不足②-①	0	0	0	0	0

確保方策の内容

本町では利用実績がなく、町内で事業を行う事業所等はありませんが、必要に応じてファミリーサポートセンター事業の活用や、町外事業所等の広域利用について調整します。

(7)ファミリーサポートセンター事業

乳幼児や小学生のこどもを有する保護者でこどもの預かり等の援助を受けることを希望する利用会員と援助を行うことを希望するサポート会員との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

ファミリーサポートセンター事業	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (人日:延べ利用回数)	100	100	100	100	100
②確保方策 (人日:延べ利用回数)	365	365	365	365	365
過不足②-①	265	265	265	265	265


確保方策の内容

本町では、ファミリーサポートセンターを設置しており、引き続き事業を実施することで必要量を確保します。入会申込書の配布方法の工夫、事業のPR活動やサポート会員講習会を実施して、利用会員及びサポート会員の増加を推進します。

(8)一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、保育所等で一時的に預かる事業です。

(人回：延べ利用回数)

一時預かり事業	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み 全体(人回)	380	356	346	320	313
量の見込み(人回) 〈幼稚園在園児〉	105	95	93	85	85
量の見込み(人回) 〈幼稚園在園児以外〉	275	261	253	235	228
②確保方策(人回)	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
過不足②-①(人回)	820	844	854	880	887

確保方策の内容

本町では、保護者の就労や職業訓練、就学などの理由による非定型的保育、保護者の傷病、災害、事故、出産、介護、冠婚葬祭などの緊急保育を保育所で実施します。保護者のリフレッシュ等を目的とした一時預かり保育はこども家庭センターで実施します。また、ファミリーサポートセンター事業でも一時的に預かる保育が可能です。

保育所及びこども家庭センターで実施している一時預かり事業により必要量を確保するほか、ファミリーサポートセンター事業の活用も推進します。

幼稚園在園児については、幼稚園や認定こども園において、通常の教育時間の前後や長期休業中に実施します。

(9)延長保育事業

保護者の就労時間の延長などにより通常の保育時間を超える保育が必要な場合に、保育所での保育時間を延長して保育を行う事業です。

延長保育事業	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)	40	40	37	37	35
②確保方策(人)	50	50	50	50	50
過不足(人)②-①	10	10	13	13	15


確保方策の内容

本町では、保育所において引き続き延長保育事業を実施し、必要量を確保します。

(10)病児保育事業

病児について、病院、保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

(人日：延べ利用日数)

病児保育事業	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人日)	30	30	30	30	30
②-1 確保方策(人日) 病児保育事業	0	0	0	0	0
②-2 確保方策(人日) ファミリーサポートセンター事業 緊急サポートセンター事業	70	70	70	70	70
過不足(人日)②-①	40	40	40	40	40


確保方策の内容

本町では、こどもの病状が軽微な場合はファミリーサポートセンター事業・緊急サポートセンター事業による対応を引き続き行い、必要量を確保します。

現在、病児保育事業の実施予定はありませんが、必要に応じて他市町と利用調整を図り広域利用について検討します。

(11)放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、授業の終了後等に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。放課後児童クラブ等の計画的な整備等を推進するため、地域の実情に即した放課後児童クラブ等の整備に取り組みます。

放課後児童クラブ	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み 全体(人)	120	130	130	140	140
1年生	37	45	39	43	38
2年生	41	34	41	37	41
3年生	24	32	28	34	32
4年生	10	11	14	18	22
5年生	5	5	5	5	4
6年生	3	3	3	3	3
②確保方策(人)	120	120	120	160	160
過不足②-①(人)	0	-10	-10	20	20

放課後子ども教室	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
南公民館(人)	30	30	30	30	30
北公民館(人)	30	30	30		

確保方策の内容

本町では、放課後児童健全育成事業においては、引き続き放課後児童クラブを実施します。近年の利用意向の高まりや地域の状況を踏まえ、令和10年度を目途に放課後児童クラブの定員数の増加を図ります。

また、放課後子ども教室についても、より効果的な在り方を検討し、実施します。

(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払う日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、行事への参加に要する費用又は副食材費等を助成する事業です。

対象者に対して、必要に応じて実施します。

(13)多様な主体の参入促進・能力活用事業

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要なこどもの受入体制を構築するとともに、小学校就学前のこどもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担の軽減を図ることで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業です。

必要に応じて事業の実施を検討します。

(14)子育て世帯訪問事業

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦や支援を要するヤングケアラー等を対象に訪問し、子育てに関する情報提供、家事や養育に関する援助等を行う事業です。

必要に応じて事業の実施を検討します。

(15)児童育成支援拠点事業

生活や学習等の養育環境に課題を抱える主に学齢期のこどもを対象として、こどもの居場所となる拠点を開設し、こども及び家庭が抱える多様な課題に応じた支援を包括的に提供する事業です。

児童育成支援拠点事業	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)	15	15	15	15	15
②確保方策(人)	20	20	20	20	20
過不足(人)②-①	5	5	5	5	5


確保方策の内容

本町では、こども家庭センター内にこどもの居場所を併設し、学習習慣、生活習慣の形成、成長に資する体験活動等の支援を行います。関係機関や地域で活動している団体、NPO 法人等とも連携し、必要量を確保します。

(16)親子関係形成支援事業

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象として、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、こどもの発達状況等に応じて講義やグループワーク等のペアレントトレーニングを学ぶ支援を行う事業です。

必要に応じて事業の実施を検討します。

(17)妊婦等包括相談支援事業

妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、妊婦・その配偶者等に対して面談等により健康診査や母子保健に関する情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業です。

妊婦等包括相談支援事業	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (人回:延べ利用回数)	137	136	133	132	131
②確保方策 (人回:延べ利用回数)	137	136	133	132	131
過不足(人回)②-①	0	0	0	0	0

 **確保方策の内容**

妊娠届出時から地区担当保健師が妊婦やその配偶者、その家族の個別性に寄り添った支援を開始し、必要に応じて他機関と連携を取りながら、妊娠・出産・子育て期まで切れ目のない支援を実施します。

(18)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる事業です。対象は保育所に通所していない0歳6か月～2歳の未就園児です。

乳児等通園支援事業	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①-1 量の見込み 0歳児(人)	—	3	2	2	2
①-2 量の見込み 1歳児(人)	—	2	2	1	1
①-3 量の見込み 2歳児(人)	—	2	2	1	1
② 確保方策(人)	—	7	6	4	4
過不足(人日)②-①	—	0	0	0	0


確保方策の内容

本町では、保育所が1か所であることから、0歳児を中心に令和8年度より実施を予定しています。

(19)産後ケア事業

退院直後の母子に対しての心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てを行うことのできる支援体制の確保を行う事業です。

産後ケア事業	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人日)	70	72	74	76	78
②-1 確保方策(人日) 宿泊型	0	0	0	0	12
②-2 確保方策(人日) デイサービス型	0	0	0	0	15
②-3 確保方策(人日) アウトリーチ型	43	45	47	49	51
過不足(人日)②-①	-27	-27	-27	-27	0

 **確保方策の内容**

産後ケア事業は、産後早期から誰でも安心して助産師から専門的なケアを受けることのできる事業ですが、利用見込み人数に対し、確保方策数が少なく、不足が生じています。今後は利用者数の増加が見込まれることから、宿泊型やデイサービス型（通所型）の拡充が必要です。

産後ケア事業の種類	
宿泊(短期入所・ショートステイ)型	分娩施設での延長入院（産褥入院）とは別に、利用者を短期入所させて産後ケアを行います。
通所(デイサービス)型	個別又は複数の利用者が、病院、診療所、助産所、こども家庭センター、保健センター等に来所し産後ケアを受けます。
居宅訪問(アウトリーチ)型	利用者と事業者が日時を調整し、利用者の居宅を訪問して保健指導やケアを行います。

基本目標2 地域や家庭における子育ての支援

1 子育て支援のネットワークづくり

■現状と課題

こどもまんなか社会を目指していく中で、子育ての当事者や子育てに係る人たち、こども自身が相談したいときに、どこに相談すればよいのか、どのような支援を受けることができるのかについて、的確に情報を得ることが必要です。本町においても様々な目的の支援事業を展開している中で、相談したい内容や個々の子育て家庭の状況に応じた適切なサービスを選択し、利用できる環境の整備が一層必要となっています。

■主要事業

事業名	事業の内容	担当課
子育て支援サービスの情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児家庭全戸訪問をはじめ、保護者と接する機会における子育て支援サービスの情報提供の充実を図ります。 ・町公式ホームページやSNS等のインターネットを活用した情報提供に取り組みます。 	子育て支援課 町民健康課
子育て支援ガイドブックの作成	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援情報を総合的にまとめた子育て支援ガイドブックを作成し、随時見直しを実施します。 	子育て支援課
子育て支援のネットワークづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な地域社会での助け合いのネットワークづくりに努め、きめ細かな子育て支援が展開されることを目指します。 	子育て支援課
こども家庭センターの運営	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な地域社会での総合相談窓口として助け合いのネットワークづくりに努め、きめ細かな子育て支援が展開されることを目指します。 	子育て支援課 町民健康課

主な支援サービス

- ①町公式ホームページ 妊娠期から就学期までの町が実施している取組について幅広く情報発信を行います。
- ②子育て支援ガイドブック 本町の子育てサービスや必要となる情報をいつでも確認できるよう掲載しています。
- ③こども家庭センター 妊婦・子育て家庭・こどもの様々な悩み・質問・相談を受け付ける相談窓口です。こどもの居場所を併設しています。

2 こどもの健全育成

■現状と課題

アンケート調査の中では、子育てにおいて重視していることとして、「基本的な生活習慣を身につける」、「思いやりを持つ」、「興味や関心を伸ばす」といった項目が多くなっています。乳幼児期から学童期にかけて、こども同士が様々な体験をすることで、仲間関係の形成や、社会性の発達、規範意識の形成につながります。

地域においてこどもが自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる放課後や週末の居場所づくりの一層の推進を図ります。

■主要事業

事業名	事業の内容	担当課
様々な体験活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> 自然体験、世代間・地域間交流などを行う体験活動・体験学習の継続実施を図り、参加者及び学生ボランティアなど地域協力者の拡大に努めます。 高齢者や異年齢児と関わることのできる交流活動や、多くのこどもと一緒に楽しめる子育て応援事業等の活動の充実に努めます。 	子育て支援課 生涯学習課
放課後子ども教室の充実	<ul style="list-style-type: none"> 放課後におけるこどもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる安全かつ安心な居場所づくりを目的として放課後子ども教室の充実に努めるとともに、今後の放課後子ども教室の在り方について、関係機関と連携し検討します。 	生涯学習課



主な支援サービス

- ①子育て支援センター 妊娠期～子育て中の保護者が気軽に参加できる事業を行います。
- ②わくわく広場 育児相談や情報交換ができる場として開催します。
- ③体験事業 給食体験や親子ヨガ、ベビーマッサージなどの教室を開催します。
- ④出前！子育て支援事業 町内2か所でこどもとふれあい遊びや育児相談を開催します。
- ⑤地域交流保育事業 保育所のこども達と行事参加などの交流保育を行います。
- ⑥子育て応援事業 子育て世帯を対象とした講演会や体験事業を行います。
- ⑦放課後児童健全育成事業(学童保育) 保護者が就労などで留守になる家庭の小学生を対象に、放課後等を過ごす遊びや生活の場です。
- ⑧こどもの居場所 学習習慣、生活習慣の形成、体験活動等の支援を行います。

3 仕事と子育ての両立の推進

■現状と課題

近年では「ワークライフバランス」や「働き方改革」といった考え方により、仕事と子育てが両立できる社会づくりが進められています。本町においても母親の就業率は上昇しています。一方で育児休暇については、父親の取得率は依然として少なく、子育てへ参加しやすくする環境づくりや社会全体の意識啓発が必要です。

様々な子育て家庭の事情においても、仕事と生活の両立ができ、子育てが楽しいと思えるよう包括的な環境づくりが必要とされています。

■主要事業

事業名	事業の内容	担当課
多様な保育サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> 延長保育や一時保育、低年齢児保育など、住民の保育ニーズに沿った多様な保育サービスの安定した提供に努めます。 地域交流保育事業の充実を図ります。 保育所での幼児教育、幼稚園での預かり保育など、幼保一元化のあり方も含め、幼児のよりよい保育環境の向上に努めます。 	子育て支援課
仕事と子育ての両立の意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携し、フレックスタイム制や在宅勤務、育児・介護休暇の取得など、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進に向け、パンフレットの配布やポスターの掲示等などにより、意識啓発に努めます。 	子育て支援課 産業振興課
職場環境づくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> 子育て中の方の定時帰宅や早退、育児・介護休暇取得などに理解を示し、協力していくよう、事業主及び労働者双方への啓発に努めます。 一般事業主行動計画の策定状況及び実施状況の把握と積極的な推進を図るとともに、計画の趣旨について、小規模事業主や自営業者等への周知・啓発に努めます。 	子育て支援課 産業振興課
男性の家庭参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> 男性の家庭への参画を図るため、保健事業や生涯学習事業において、男性の参加啓発と家庭参画への意識啓発を継続して行います。 本町での男女共同参画社会の実現を図るため、「吉見町男女共同参画プラン」をもとに町民向け講演会や、町職員向けの研修を実施するなどし、推進を図ります。 	自治財政課 町民健康課

 主な支援サービス

- ①ファミリーサポートセンター 子育てのお手伝いをしてほしい方と子育てのお手伝いをしたい方が会員となり、双方の合意のもとでこどもの預かりを行う有償ボランティアの事業です。
- ②幼児教育・保育の無償化 幼稚園・保育所・認定こども園を利用する3～5歳児クラスのこどもと住民税非課税世帯の0～2歳児クラスまでのこどもの利用料が無料になる制度です。
- ③一時保育 ふだん保育所を利用していない未就学児が一時的に保育を利用できる事業です。
- ④私立幼稚園入園料補助金 経済的負担軽減及び幼児教育振興のため、町内の私立幼稚園の入園料を一部補助しています。
- ⑤両親学級 妊娠出産、子育てについて学び、赤ちゃんを迎える準備をする場を提供しています。
- ⑥放課後児童健全育成事業(学童保育)(再掲) 保護者が就労などで留守になる家庭の小学生を対象に、放課後等を過ごす遊びや生活の場です。



基本目標3 要支援児童への対応などきめ細かな取組の推進

1 児童虐待防止対策の充実

■現状と課題

すべてのこどもは、「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られることなどを保障される権利があります。児童虐待は、こどもの心身の発達等に大きな影響を及ぼすものであり、防止対策と同時に早期発見・早期対応、さらに保護・自立支援に至るまでの総合的な支援が必要です。

本町では、要保護児童対策地域協議会において関係機関との情報共有やケース会議の実施、保健師による不安の強い妊産婦に対する助言指導を行っています。こども家庭センターでの相談や関係機関への連携を強化し、こどもと保護者への支援の充実を図ります。

■主要事業

事業名	事業の内容	担当課
要保護児童対策地域協議会の機能強化	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待防止ネットワークは、予防から自立支援に至るまでのすべての段階で有効であることから、要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関の連携を図ります。 東松山地区少年非行防止ネットワークに参加し、情報共有に努めます。 	子育て支援課
こどもの人権擁護意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> こどもの権利条約や児童憲章、児童虐待防止法など、こどもの人権擁護に関する啓発の強化や、児童虐待、DV（ドメスティックバイオレンス）の防止に向けた意識啓発を推進します。 児童相談所の全国共通ダイヤル「189」や埼玉県虐待通報ダイヤル「＃7171」の広報等による周知に努めます。 保育所におけるこどもの人権を尊重する保育の実践に努めます。 	子育て支援課 自治財政課 長寿福祉課
心のケア体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> 虐待などの被害を受けたこどもの精神的ダメージの解消や立ち直りを支援するため、児童虐待防止ネットワークを充実させます。 フォローアップ機能として、児童相談所やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、保健師など関係機関の連携による、こどもに対するカウンセリングと保護者に対する助言等を行う体制づくりのさらなる強化を図ります。 	子育て支援課 町民健康課 教育総務課



主な支援サービス

- ① **こども家庭センター（再掲）** 妊婦・子育て家庭・こどもの様々な悩み・質問・相談を受け付ける相談窓口です。こどもの居場所を併設しています。
- ② **さわやか相談室** 様々な困りごとに対して、こども・保護者の相談等に応じるとともに、関係機関との連携を図る事業です。
- ③ **こころの相談（心理相談）** こどもの発達や保護者が抱える様々な不安や悩みを公認心理師・臨床心理士に相談することができる事業です。

2 様々な立場にある家庭の支援の推進

■現状と課題

核家族世帯やひとり親世帯の増加は、全国的な流れであり、本町においても年々増加傾向にあります。また、保護者が健康面や経済面で課題を抱えている家庭、国際化に伴い日本語による情報が届きにくい家庭等が増えています。さらに、ヤングケアラーのように、表面化せず実態が把握しづらいケースもあります。すべてのこどもが安心して生活し、十分に成長できる環境を得ることができるよう、あらゆる生活や就労に関する自立支援が重要となります。

本町では、各種支援策の情報提供を行うとともに、ひとり親家庭等医療費や児童扶養手当の普及啓発を図っています。今後も、様々な立場にある家庭が心豊かに安心して生活を送れるよう、相談体制の充実や経済的な自立の推進が必要とされています。

■主要事業

事業名	事業の内容	担当課
ひとり親家庭等の自立支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> 家庭環境やこどもの発達段階に応じた、相談指導の実施及び就労のための資格取得情報の提供等、各種支援策の適切な活用の推進を図ります。 ひとり親家庭等医療費助成、児童扶養手当、養育費の確保の普及・啓発を図ります。 	子育て支援課
教育・保育施設等の円滑な利用	<ul style="list-style-type: none"> 教育や保育施設の利用の際に、個々の状況に配慮し、適切な利用につながるよう支援を行います。 	子育て支援課 町民健康課 長寿福祉課 教育総務課
ヤングケアラーへの支援	<ul style="list-style-type: none"> 本来大人が担うような家事や、家族の世話や援助を日常的に行うことで、学業や進路、交友関係に支障をきたしてしまうおそれのあるこどもに寄り添い、相談に応じて支援を行います。 小中学校において、ヤングケアラーについての理解促進を図ります。 	子育て支援課 町民健康課 長寿福祉課 教育総務課



主な支援サービス

- ①就学援助制度 経済的理由で就学困難と認められる小中学生が安心して勉強できるよう学用品や給食費等の援助を行っています。
- ②ひとり親家庭等医療費支給事業 ひとり親のこどもを育てている方に医療費の一部が支給される制度です。

3 こどもの貧困対策

■現状と課題

物価高騰や不況が続いている状況下、非正規雇用の増加や不安定な雇用状態により、若い世代での貧困が問題となっています。生活が不安定なため、結婚や出産をためらうことが、少子化問題の要因にもなっています。また、経済的な問題等によりこどもの将来が左右されないためには、貧困対策が重要となっています。こうした問題を家庭のみの責任とするのではなく、地域全体で解決するための取組が必要です。

本町では、保健センター、保育所、学校、相談窓口などでの発見から、支援へつなげるため、こども家庭センターを中心に、各関係機関が連携して対応できる体制づくりを進めています。

■主要事業

事業名	事業の内容	担当課
こどもの貧困対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 国が定めた「こども大綱」及び県の計画を踏まえ、地域に応じた施策を実施し、こどもの貧困対策を推進します。 こどもが安心して過ごせる「こどもの居場所づくり」を推進し、ボランティアやNPO法人等への支援及び県等の事業の情報提供に努めます。 	子育て支援課 長寿福祉課 教育総務課
児童手当事業	<ul style="list-style-type: none"> 高校生相当までの児童を養育している父母等に対し手当を支給します。 	子育て支援課
妊婦のための支援給付事業	<ul style="list-style-type: none"> 妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができる環境を整備するため、妊娠届出時からの継続的な相談・支援の充実を図ります。また、同時に経済的支援を一体的に実施します。 	子育て支援課 町民健康課

主な支援サービス

- ① **幼児教育・保育の無償化（再掲）** 幼稚園・保育所・認定こども園を利用する3～5歳児クラスのこどもと、住民税非課税世帯の0～2歳児クラスまでのこどもの利用料が、無料になる制度です。
- ② **私立幼稚園入園料補助金（再掲）** 経済的負担軽減及び幼児教育振興のため、町内の私立幼稚園の入園料を一部補助しています。
- ③ **就学援助制度（再掲）** 経済的理由で就学困難と認められる小中学生が安心して勉強できるよう学用品や給食費等の援助を行っています。
- ④ **こどもの居場所（再掲）** 学習習慣、生活習慣の形成、体験活動等の支援を行います。
- ⑤ **こども食堂** こどもが一人でも行ける無料または低額の食堂です。
- ⑥ **フードパントリー** 食品を手に入れることが困難な人へ、無料で食品を配布します。

4 障がいのある子どもと家庭への支援

■現状と課題

障がいや発達に課題のある子どもやその家庭への支援にあたっては、保健・教育・福祉・医療等の連携が求められます。障がいの原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・対応の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を推進するとともに、すべての子どもに対して健全な発達を支援し、安心して生活できるよう適切な支援体制の充実が重要となります。

また、発達障がい等に対応する教育や療育が必要な子どもに対して、状況に応じた適切な支援策を行うことが必要であり、自主グループの育成や活動支援の充実も推進します。

■主要事業

事業名	事業の内容	担当課
障がいのある子どもの理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ヘルプマークやヘルプカードの周知と配布を行い、障がいのある子どもへの対応などを広く啓発する取組を進めます。 子どもたちの交流機会の創出に努め、障がいのある人に対する理解の促進を図ります。 	長寿福祉課 教育総務課
早期発見・早期対応の促進	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児健康診査等で障がいや発達遅滞の疑いがあった場合に、その保護者への精神的なフォローを進めます。 保健や医療、療育について、民生委員・児童委員などの関係機関と連携し、その子どもの状況や家庭環境に適した相談支援ができる体制の整備を進めます。 保健、福祉、保育、教育等が連携し、発見から対応に至る療育体制の充実に努めます。 	子育て支援課 長寿福祉課 町民健康課
特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 保健センター、保育所、幼稚園、小中学校が家庭との連携を強化し、発達障がい等の児童生徒及びその家庭への支援体制を整えます。 有効な支援サービスが適切に利用できるよう、状態や周辺環境に応じた情報の提供拡充に努めます。 	子育て支援課 町民健康課 長寿福祉課 教育総務課
障がい児に対する支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 医療的ケアが必要な子どもへの支援や、障がい児入所施設のあり方について、障害福祉計画と連携を図りながら進めます。 	子育て支援課 町民健康課 長寿福祉課



主な支援サービス

①就学相談 就学について心配な保護者の方にお子さん一人ひとりの状況に応じたよりよい教育が受けられるよう相談を行う事業です。

基本目標4 母親並びに乳幼児等の健康確保及び増進

1 こどもや母親の健康の確保

■現状と課題

こどもや家族が健康で生き生きとした生活を送るためには、食事や運動等、健康的な生活習慣を身につけることが重要です。ライフステージに応じた健康づくりの大切さを学ぶ機会や生活習慣病予防等の施策を推進します。

また、妊娠期以降のすべての母子の健康が確保されるよう、各種健診や訪問等による指導等の充実が求められており、同じ年ごろの親となる方同士の交流の場として、プログラムを工夫するなど子育てをきっかけとしたコミュニティづくりを提供していきます。親となることに不安や負担を感じることを少しでも減少し、本町で子育てをしたいと実感できるよう出産準備教育や相談体制の充実を図ります。

■主要事業

事業名	事業の内容	担当課
健康づくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・両親学級において、妊娠・出産・育児に関する適切な情報提供や助言・指導を行い、安心して妊娠・出産・育児ができるよう努めます。 ・乳幼児相談や育児相談、1か月児健康診査、4か月児健康診査、10か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳児歯科健康診査、3歳児健康診査、5歳児健康診査を実施することにより、発育・発達のチェック、育児相談体制の充実を図ります。 ・乳幼児健康診査後、フォローの必要のある乳幼児と保護者を対象に、おひさま教室等を開催し、遊びの中で集団指導を行い、発達を促し、こどもの育児不安の解消に努めます。 	町民健康課
相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・町で生まれたすべてのこどもに対し、保健師が家庭訪問を行い、産後早期からの不安や悩みに寄り添い、保護者やご家族の支援をします。 ・母子愛育会では、未来をつくるこどもたちとその家族の健康づくりを促進するため、各地区において子育て支援事業を実施し、地域に密着した顔の見える活動を行います。 ・乳幼児の事故防止のため、パンフレットを配布し、保護者の事故防止意識の向上を図ります。 ・相談しやすい対応や早期発見の精度を上げるため、研修などを行い、専門職の質の向上を図ります。 	町民健康課

🌸 主な支援サービス

- ①両親学級（再掲） 妊娠出産、子育てについて学び、赤ちゃんを迎える準備をする場を提供しています。
- ②パパママ歯科健診+（プラス）－大人の歯科健診－ 自分の口腔内の健康意識を高めこどもの健康づくりに役立てていただく機会です。
- ③乳幼児相談・育児相談 育児・発育・発達等について保健師・栄養士などが個別の相談に応じる事業です。
- ④乳幼児健康診査 こどもの健康状態を把握し、健康の維持や発育をサポートするためのプログラムを保健センターで行っています。
- ⑤おひさま教室 発達について支援の必要がある乳幼児や親を対象とし、専門スタッフが遊びを通じた集団指導を行います。
- ⑥こんにちは赤ちゃん訪問 生後4か月までの乳児がいるすべての家庭に訪問し、子育て支援や養育環境の助言を行う事業です。
- ⑦妊婦健康診査助成 妊婦健康診査の際の一部費用助成に加え、子宮頸がん健診・HIV 抗体検査等の検査費用の一部を助成します。
- ⑧産婦健康診査助成 おおむね2週間から1か月程度の産婦を対象に産婦健康診査費用の一部を助成する事業です。
- ⑨新生児聴覚スクリーニング検査助成 出生後1か月以内のこどもを対象に、新生児聴覚スクリーニング検査費用の助成をします。
- ⑩産後ケア事業 産後のお母さんたちが出産直後から安心して子育てができるよう、助産師によるケアを行います。



2 食育の推進

■現状と課題

現代におけるこどもの生活を食生活の視点からみると、朝食の欠食や栄養バランスの偏り、肥満と痩身、家族の食事時間の減少など、改善すべき視点が多くあります。これらは、成長していく中で心と体の健康にも影響を及ぼす可能性が高いものです。

食育は、成長期にあるこどもたちに食に関する正しい知識を身に付け、健全な食生活を実践できるようにする教育のことです。家庭や学校、地域社会が一体となって取り組むために、本町では、食育推進計画を含む「よしみ健康いきいきプラン」等と連携を図った食育を推進します。

■主要事業

事業名	事業の内容	担当課
家庭における食育の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦には栄養面の相談・指導が必要となることから、両親学級において、食生活の改善に向けた学習の機会や情報を提供します。 ・3～4か月児の健診において、離乳食講習を実施し、食事に関する悩みや不安に対して相談にのりながら望ましい食習慣の定着を図ります。 	子育て支援課 町民健康課
「よしみ健康いきいきプラン」との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・食育推進計画を含む「よしみ健康いきいきプラン」と連携し、食育に関する施策を推進します。 	町民健康課
教育・保育施設における食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所や小中学校では、栄養教諭や栄養士による食の指導や地元の農業関係者との連携による地場産野菜等の活用を進めます。 ・図書館と連携し、食育月間の普及啓発を図り、食事や食材についての正しい知識や楽しい食事を推進します。 	子育て支援課 町民健康課 教育総務課 生涯学習課

主な支援サービス

- ①両親学級（再掲） 妊娠出産、子育てについて学び、赤ちゃんを迎える準備をする場を提供しています。
- ②乳幼児健康診査（再掲） こどもの健康状態を把握し、健康の維持や発育をサポートするためのプログラムを保健センターで行っています。
- ③給食における地産地消 地元食材の取り入れや保護者試食会に栄養士が参加し食に関する啓発活動を行っています。
- ④ベビークッキング 離乳食についての講演・実演を行っています。
- ⑤親子クッキング 行事食について学び、季節にちなんだおやつを親子で作ります。

3 小児医療の充実

■現状と課題

小児医療体制は、安心してこどもを生子、健やかに育てることのできる環境の基盤となります。

特に、発熱や腹痛、骨折や打撲・熱傷・異物誤飲といった突発的な症例に対応できる小児を専門とする救急や休日・夜間における医療体制を確保し、子育て家庭が安心できる環境をつくる必要があります。医療に関する必要な情報を的確に提供することが大切です。

■主要事業

事業名	事業の内容	担当課
小児医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・町広報紙や町公式ホームページ、チラシの配布等を通じ、夜間・休日の診療を行っている医療機関及び小児救急電話相談等の周知に努めます。 ・こども医療費助成制度の周知及び充実を図り、子育て家庭に対する経済的な支援に努めます。 	子育て支援課 町民健康課
情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもの発達段階に沿った一般的に起こりうる症例と家庭での対処法などの情報について、各種パンフレットを配布し、町公式ホームページ等への情報掲載を行います。 	子育て支援課 町民健康課



主な支援サービス

- ①在宅当番医制 国民の祝日・休日及び年末年始に地域の医療機関が当番制で診療を行っています。町公式ホームページや広報よしみでお知らせしています。
- ②こども医療費 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までのこどもに対して医療費の一部（自己負担分）を助成する制度です。
- ③中学3年生インフルエンザ予防接種助成金 中学3年生のこどものインフルエンザ予防接種に係る費用の一部を助成します。
- ④未熟児養育医療 未熟児（満1歳になる前日まで）が指定医療機関に入院した場合、医療費の一部を公費で負担します。

基本目標5 こどもの心身の健やかな成長に資する環境の整備

1 次代の親の育成

■現状と課題

少子化の進行により、こどもたちが乳幼児と接する機会が少ないまま親になる世代が増加しています。こうした中で、子育ての楽しさやこどもを生み育て家庭を築くことの大切さについての啓発が重要となっています。

また、こどもたちを取り巻く家庭環境や社会環境が急速に変化するなか、心身の発達や変化が著しい思春期の体や心の問題は生涯の健康に影響するともいわれており、性に関する適切な指導の充実や、喫煙や薬物等に関する教育等、専門的な相談体制の充実が必要となっています。

■主要事業

事業名	事業の内容	担当課
次代の親の育成	<ul style="list-style-type: none"> こどもだけでなく親も一緒に育つという視点に立ち、安心して家庭で子育てができるようなイベントや講座の実施、学習機会等の充実を図ります。 次代の親となる中高生に対しては、こどもを生み育てる喜びを伝え、人間性の豊かさやたくましく生きる力を育むように、学習機会の検討をします。 	子育て支援課 教育総務課
性や薬物等に対する教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 学校、保健センター、PTA、地域と連携を図り、喫煙、薬物乱用の防止、性などについて、正しい知識を普及するための保健教育を推進します。 児童生徒だけでなく家庭の保護者に対しても現状の認識と正しい知識の普及に努めます。 	町民健康課 教育総務課
心のケア体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 学童や思春期における心の問題に対応できる相談体制の充実を図ります。 スクールカウンセラーを充実し、児童生徒へのケアを行うとともに、保護者や教職員に対して相談活動を実施します。 	子育て支援課 教育総務課

主な支援サービス

- ①両親学級（再掲） 妊娠出産、子育てについて学び、赤ちゃんを迎える準備をする場を提供しています。
- ②こども家庭センター（再掲） 妊婦・子育て家庭・こどもの様々な悩み・質問・相談を受け付ける相談窓口です。こどもの居場所を併設しています。
- ③さわやか相談室（再掲） 様々な困りごとに対して、こども・保護者の相談等に応じるとともに、関係機関との連携を図る事業です。
- ④こどもの居場所（再掲） 学習習慣、生活習慣の形成、体験活動等の支援を行います。

2 こどもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

■現状と課題

こどもの生きる力は、家庭・学校・地域社会で育まれます。学校の教育環境においては、学んだことが明日・将来につながるようにこどもの学びが進化することを軸としています。

生きる力となる3つの要素、「知」確かな学力、「徳」豊かな人間性、「体」健康・体力はこどもが主体的に関わる活動や地域特有の自然・文化にふれることで形成されます。次代の担い手であるこどもが、個性豊かに生きる力を身につけるための様々な取組が求められています。

■主要事業

事業名	事業の内容	担当課
確かな学力の向上	<ul style="list-style-type: none"> こどもが社会の変化の中で主体的に生きていけるように、生きる力と豊かな心を育て、一人ひとりの能力・個性や可能性を伸ばす教育を推進します。 郷土の意識やふるさとへの誇りを高めるため、郷土の自然、歴史、文化などに関する郷土学習の充実に努めます。 情報化時代に対応できる基礎的な知識を高めるために、ICTを活用した授業の充実を図り、また、指導者の育成に努めます。 国際化時代に対応し、外国語習得と国際理解教育を推進するため、小中学校でのALT（外国語指導助手）の活用を図ります。 	教育総務課 生涯学習課
豊かな心の育成	<ul style="list-style-type: none"> 「心の教育」の事業を推進し、郷土愛や生命尊重の心を育てるために、地域と学校との連携・協力による多様な体験活動の取組を充実します。 「福祉の心」の醸成を図るため、学校、町社会福祉協議会等と連携し、「福祉教育・福祉学習」に取り組みます。 	教育総務課 長寿福祉課
健やかな体の育成	<ul style="list-style-type: none"> 家庭と連携をし、基本的な生活習慣の育成を図ります。 学校では、体育の授業の質的向上を図り、また、地域では、戸外での遊び等身体を動かすための環境を充実させます。 こどもが、様々なスポーツやレクリエーション活動に参加する機会を提供します。 こどもが地域での様々な体験活動や、奉仕活動に参加する機会を提供します。 	教育総務課 生涯学習課

事業名	事業の内容	担当課
教育相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめや不登校など子どもに関わる悩み事の相談に対応するため、教育相談室の充実を図ります。 ・児童生徒の学校生活や家庭生活における悩み等に対応するため、中学校さわやか相談室相談員との連携を強化します。 ・カウンセリング研修会等による教職員の相談・指導機能の向上に努めます。 	教育総務課
学校施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校施設の経年変化に対して適切な維持管理を行います。 ・授業内容の変化に対応し、教育環境の整備を図ります。 	教育総務課
幼稚園・保育所と小学校との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育を生涯学習の一環として位置づけ、地域ぐるみの教育環境の醸成を図るため、幼稚園、保育所、小学校及び社会教育との相互連携と協力体制の強化を図ります。 	子育て支援課 教育総務課

主な支援サービス

- ①教育相談室 子ども性格や行動、生活上の悩み、発達、いじめ、不登校、進路、ことばやきこえに関する事などの相談に応じる事業です。
- ②さわやか相談室（再掲） 様々な困りごとに対して、子ども・保護者の相談等に応じるとともに、関係機関との連携を図る事業です。



3 家庭や地域の教育力の向上

■現状と課題

核家族化や就労状況の変化等により、親が子どもと関わる時間が十分にとりにくくなっています。また、地域的なつながりが希薄化し、社会環境の変化が生じています。このような状況を踏まえ、家庭や地域における教育力を保ち、さらに向上させる取組が求められます。

親が、親としての学びや経験を通じて家庭教育の理解を深め、地域の人々も未来の地域の担い手となる子どもたちに対し、それぞれができる役割を担っていくことが重要です。

■主要事業

事業名	事業の内容	担当課
家庭教育への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> • 青少年の健全育成を図るため、家庭教育のあり方についての重要性を考える学習機会の場として、「家庭教育学級」や「家庭教育講座」、「家庭教育講演会」を実施していきます。 	教育総務課 生涯学習課
地域活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> • 生涯スポーツを推進するため、いつでも気軽にスポーツ・レクリエーション活動を楽しめるよう、町民のニーズに応じた親子アクティブプログラムなどの各種スポーツ教室・講習会の開催、各種スポーツ・レクリエーション大会の開催など総合的な振興に努めます。 • 小学生とその保護者を対象とした「親子自然観察会」など、子どもたちが地域でふれあうことができる機会の充実を図ります。 	生涯学習課

主な支援サービス

- ①家庭教育学級等 保護者や地域住民が子どもの成長や親の役割などについて学び意見交換をする活動です。
- ②親子アクティブプログラム 親子で参加できるスポーツ・レクリエーションの事業です。
- ③親子自然観察会 親子で参加し自然体験を通じて生物多様性について学ぶ事業です。

4 こどもを取り巻く有害環境対策の推進

■現状と課題

スマートフォン等の普及により、こどもの生活環境には、成長に悪影響を及ぼす有害情報が多く存在します。インターネット上には、犯罪や薬物、暴力的、わいせつな内容の情報も多く、容易に閲覧できる現代社会において、こどもたちを危険から守るための取組が必要です。

インターネット、SNS 等を安全に適切に活用するための教育や、フィルタリング等の各種サービスの普及促進に努めることが必要です。

■主要事業

事業名	事業の内容	担当課
こどもを取り巻く有害環境対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 家庭や学校での指導を徹底させることでこどもを有害情報から保護するとともに、有害情報の発信者に対して自主的措置を働きかける等の事前対策に取り組んでいきます。 警察や近隣市町と連携し、有害環境対策に努めます。 	子育て支援課 教育総務課

🌸 主な支援サービス

- ①薬物乱用防止教室等 小中学校において薬物乱用の危害に対する正しい知識の普及啓発を推進する事業です。
- ②携帯安全教室等 こどもたちが自分で情報を適正に判断し、活用する力を身につけることを目的とした事業です。



基本目標6 こども等の安全の確保

1 良質な住環境の確保

■現状と課題

健康や生活の基盤となる住宅や公園等は、こどもを育てていくうえでかけがえのない生活空間です。

子育て家庭へ良質な住環境を提供することは、町への定住化も含め居住の安定につながります。

■主要事業

事業名	事業の内容	担当課
良質な住環境の提供	<ul style="list-style-type: none"> 子育て家庭の定住化を見据えた基盤整備を進めるとともに、優良住宅建設に関する情報提供に努めます。 新婚世帯、子育て世帯に対して、ゆとりのある住宅の確保に資する情報提供等に努めます。 	総合政策課 まち整備課
都市公園・児童遊園地の維持	<ul style="list-style-type: none"> 安全安心に利用できるよう都市公園等の適切な維持管理に努めます。 地域の児童遊園地について、各自治会が管理しやすいマニュアルの作成に取り組みます。 	子育て支援課 まち整備課



主な支援サービス

- ①吉見町定住化促進奨励金（令和9年3月31日まで） 町内に定住を希望する方が住宅を取得した場合に、住宅取得費用の一部に対して奨励金を交付します。

2 こどもの交通安全を確保するための活動の推進

■現状と課題

こどもを交通事故から守るため、警察や学校、関係団体や地域が連携した協力体制のもとに、総合的な交通事故の防止に向けた取組が必要となっています。

■主要事業

事業名	事業の内容	担当課
安全な道路交通環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 通学路においては、学校関係者による合同点検に基づき、計画的に安全対策を実施します。 信号機や横断歩道等の設置については、関係機関と協議し、安全な交通環境の整備に取り組みます。 生活道路など人の利用が優先する道路においては、速度の抑制が期待できる路面標示などの安全対策等について検討します。 	子育て支援課 自治財政課 まち整備課 教育総務課
交通安全意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> 学校や幼稚園、保育所において交通安全教室を開催し、正しい横断歩道の渡り方や自転車の乗り方等の交通安全教育を徹底する等、交通事故防止に努めます。 全国交通安全運動時に啓発用品の配布や広報活動による交通安全の啓発に努めます。 	子育て支援課 自治財政課 教育総務課



主な支援サービス

①交通安全教室 小中学校、幼稚園・保育所で講座を開催しています。

3 こどもが安全に安心して育つための活動の推進

■現状と課題

こどもを犯罪被害から守るため、関係団体や地域の協力のもとに、こどもを対象とする犯罪の取締りや防犯パトロール、犯罪等に関する迅速な情報提供や情報交換等が求められています。特に登下校時における対策については、地域ぐるみの見守り活動を強化する必要があります。

■主要事業

事業名	事業の内容	担当課
防犯体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 防犯パトロール隊などに参加する防犯ボランティアへの協力参加を呼びかけ、自主防犯意識の育成と、地域の防犯組織の維持に努めます。 学校や幼稚園、保育所、警察、行政区、各種防犯組織、各家庭が連携した情報のネットワークを構築し、地域における事件、不審者に関する情報、緊急時の対処法などの情報伝達を行います。 防犯灯の適切な維持管理に努めます。 植栽やフェンス等を適切に管理し、見通しを確保することにより、防犯性を高めた公園となるように努めます。 	子育て支援課 自治財政課 まち整備課 教育総務課
こども 110 番の家の活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> こどもが、不審者に声をかけられるなど身に危険を感じたとき、こどもが自分で駆け込んで助けを求める緊急避難場所である「こども 110 番の家」活動を推進し、地域でこどもを犯罪等から守ります。 	教育総務課
子育てにやさしいまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルデザインの考え方や店舗等でのこどもやこども連れに配慮された施設整備などに関する情報、「埼玉県福祉のまちづくり条例」などについての情報提供に努め、地域住民の理解と協力を求めます。 公共施設における、オムツ交換台や授乳室、ベビーベッドの設置、こども用の便器・便座、洋式トイレ、多目的トイレの維持管理等に努めます。 	子育て支援課 まち整備課

主な支援サービス

- ①町の安全・安心メール 登録されたメールアドレスに犯罪情報等をお知らせします。
- ②赤ちゃんの駅 主に公共施設においておむつ交換や授乳のできるスペースを設置し外出の負担を軽減する取組です。

4 犯罪等の被害にあった子どもへの支援

■現状と課題

犯罪や、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもは、迅速かつ丁寧にカウンセリングを行うなど寄り添った心のケアが必要となります。

被害の未然防止はもとより、再発防止の観点からも行政や関係機関だけではなく地域の見守り活動は重要です。

■主要事業

事業名	事業の内容	担当課
犯罪等の被害にあった子どもへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪にあわないための啓発やパンフレットの設置を行います。 ・子どもとその家族に対しては、専門機関や専門家等との連携を強化し、カウンセリング等、きめ細かな支援を行うよう努めます。 	子育て支援課 教育総務課



主な支援サービス

- ①教育相談室（再掲） 子どもの性格や行動、生活上の悩み、発達、いじめ、不登校、進路、ことばやきこえに関する事などの相談に応じる事業です。
- ②さわやか相談室（再掲） 様々な困りごとに対して、子ども・保護者の相談等に応じるとともに、関係機関との連携を図る事業です。
- ③子ども家庭センター（再掲） 妊婦・子育て家庭・子どもの様々な悩み・質問・相談を受け付ける相談窓口です。子どもの居場所を併設しています。

第5章 計画の推進

1 計画の周知

計画の基本理念に掲げた「こどもの笑顔をみんなで支えるまちづくり」を実現し、「こどもまんなか社会」に向かうためには、こどもや子育て世帯を地域社会全体で支えることが必要であり、行政はもちろんのこと、町民や事業者による主体的な取組が重要となります。そのため、本計画について、広報誌や町公式ホームページなど様々な媒体を活用して、広く周知を図ります。

2 関係機関との連携・協働

子ども・子育て支援は、地域社会全体で行うという視点から、家庭、教育・保育施設、地域、企業、行政などが相互に連携・協働しながら取組を進めます。

特に、こどもや子育て家庭の身近な支援体制が重要であるため、民生委員・児童委員をはじめ、地域における保育士、保健師、教員等の連携を図りながら、企業、事業所、商工会、母子愛育会、子育てを支援するボランティア等の地域組織、関係機関とのネットワークづくりを進めます。

3 計画の実施状況の点検・評価

本計画の推進にあたっては、各年度において実施状況を把握・点検・評価し、その結果を以降の計画推進に反映させます。

そのため、庁内関係課が連携し、年度ごとに実施状況の把握・点検を行い、各施策・事業を総合的、計画的に進めます。さらに、こどもの保護者や事業者等で構成する「吉見町子ども・子育て会議」での意見や提案を踏まえ、次年度の事業に反映させるとともに、進捗の点検・評価を行い、実効性のある計画の進行管理と改善を行っていきます。

資料

1 計画の策定経過

年月日	主な内容
令和6年 1月29日	令和5年度第1回子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> 第三期吉見町子ども・子育て支援事業計画の策定について（諮問） 第三期吉見町子ども・子育て支援事業計画の策定について ニーズ調査について
令和6年 7月22日	令和6年度第1回子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> 現行計画の進捗状況について 調査の結果について 第三期吉見町子ども・子育て支援事業計画の骨子（案）について
令和6年 12月20日	令和6年度第2回子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> 第三期吉見町子ども・子育て支援事業計画の素案について パブリックコメントの実施について
令和7年 1月8日 ～1月31日	パブリックコメントの実施
令和7年 2月18日	令和6年度第3回子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> パブリックコメントの結果について 第三期吉見町子ども・子育て支援事業計画（案）について
令和7年 2月26日	<ul style="list-style-type: none"> 第三期吉見町子ども・子育て支援事業計画（案）について（答申）

2 第三期吉見町子ども・子育て支援事業計画の策定について(諮問)

吉発第4609号
令和6年1月29日

吉見町子ども・子育て会議
会 長 江 森 幸 一 様

吉見町長 宮 崎 善 雄

第三期吉見町子ども・子育て支援事業計画の策定について（諮問）

このことについて、吉見町子ども・子育て会議条例（平成25年吉見町条例第24号）第2条の規定に基づき、貴会議の意見を求めます。

（諮問理由）

当町における子育て支援事業は、平成17年3月に「吉見町次世代育成支援行動計画」を策定し、各種施策を推進してまいりました。

また、国においては、平成24年度に「子ども・子育て支援法」を制定し、これに基づき、当町では平成27年度からの5か年を計画期間とする「吉見町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。その後、令和2年度からの5か年を計画期間とする「第二期吉見町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、よしみけやき保育所における保育サービスの充実や子育て支援センター事業等、多様な子育て支援を推進しているところです。

令和5年4月よりこども家庭庁が設立され、こども施策については社会全体で総合的かつ強力に実施していくこととなっています。現行の「第二期吉見町子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度に計画期間が終了することから、子ども・子育て支援の一層の充実を図るため、実施状況についての点検・評価、ニーズ調査の結果等の審議を通して次期計画の策定について、貴会議の意見を求めます。

3 第三期吉見町子ども・子育て支援事業計画(案)について(答申)

令和7年2月26日

吉見町長 宮崎善雄様

吉見町子ども・子育て会議
会長 江森幸一

第三期吉見町子ども・子育て支援事業計画(案)について(答申)

吉見町子ども・子育て会議条例第2条の規定に基づき、本会議に諮問された第三期吉見町子ども・子育て支援事業計画(案)について、慎重に審議をした結果、原案を適切であると認め、下記のとおり答申いたします。

記

少子化や核家族化の進展、保護者の就労状況や生活環境の変化等に対応するため、吉見町ではこどもや子育て家庭を地域社会全体で支援する様々な施策について、取組がされてきたところです。今後も、行政・関係機関・地域・家庭が一体となり、こどもと子育て家庭に寄り添う、継続した取組が必要です。

第三期の計画においても、「第二期吉見町子ども・子育て支援事業計画」の基本理念を引き継ぎ、「こどもの笑顔をみんなで支えるまちづくり」の実現と継続に向け、時代の流れや町の状況に応じた柔軟な取組と、実効性のある計画の推進をお願いし、答申といたします。

4 吉見町子ども・子育て会議委員名簿

氏名	区分	備考
木村 光臣	こどもの保護者	よしみ幼稚園保護者会長（令和5年度）
寺山 さおり	〃	よしみ幼稚園保護者会長（令和6年度） 令和6年7月22日委嘱
秋元 史枝	〃	よしみけやき保育所保護者会長（令和5年度）
小田 篤	〃	よしみけやき保育所保護者会長（令和6年度） 令和6年7月22日委嘱
野原 美幸	〃	吉見町学童保育連絡協議会会長（令和5年度）
坂光 友美	〃	吉見町学童保育連絡協議会会長（令和6年度） 令和6年7月22日委嘱
矢場 光夫	事業主を代表する者	
水野 直史	労働者を代表する者	マレリ（株）吉見工場総務チーム主管
大越 達哉	〃	マレリ（株）吉見工場総務チーム主担 令和6年12月20日委嘱
村田 栄文	子ども・子育て支援に 関する事業に従事する者	よしみ幼稚園園長
利根川 勝美	〃	よしみけやき保育所所長
粕谷 真弓	〃	よしみけやき保育所所長 令和6年7月22日委嘱
小林 克則	〃	南小学校長
江森 幸一	識見を有する者	民生委員・児童委員協議会会長
野村 圭子	〃	母子愛育会会長
野口 則子	公募による町民	
小宮 雅子	〃	

任期：令和4年12月13日～令和8年12月12日

(順不同・敬称略)

第三期 吉見町子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月



編集／吉見町 子育て支援課

〒355-0192 埼玉県比企郡吉見町大字下細谷411番地

TEL:0493-63-5014(直通) FAX:0493-54-4200
